

令和8・9年度
令和8・9年度

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 中部水再生センター	担当者名 電話 621-4114
----------	-----------	-----	-------------------	---------------------

設 計 書

1 委 託 名 中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託

2 履 行 場 所 中部水再生センターほか

3 履 行 期 間 期間 令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
 期限 契約締結の日から令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要

7 委 託 概 要 中部水再生センターほかの庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するものである。

8 部 分 払 する (24回以内) しない

軽微な修繕等の支払いについては各年の3月にまとめて支払うものとする。

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 價	金 額
令和8年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和8年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和9年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		

委 託 代 金 額 () . —

内 訳 業 務 價 格 () . —

消費税及び地方消費税相当額 () . —

委託訳書

委 託 内 訳 書

委託訳書

代 價 内 訳 書

代 値 内 訳 書

第2号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 內 訳 書

代 値 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計 (直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格 (前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による直接人件費		1	式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による直接物品費		1	式			
小計 (直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						

代 價 内 訳 書

第5号代価内訳書 防災設備保守点検業務

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

第5回 訳号書

代 價 內 訳 書

第6号代価内訳書 空調設備保守点検業務

代 價 內 訳 書

代 價 内 訳 書

代 價 内 訳 書

代 値 内 訳 書

第10号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 内 訳 書

代 値 内 訳 書

第12号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計 (直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格 (前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による直接人件費		1	式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による直接物品費		1	式			
小計 (直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						

代 價 內 訳 書

代 價 内 訳 書

代 價 内 訳 書

委 託 仕 様 書

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第 2 章 共通仕様

(提出書類)

第 2 条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「立会職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務着手届出書	契約締結後 5 日以内 (休日を除く)	各 1 部
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表		
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	各 1 部
(2) 業務実施計画書（A4版）		

3 受託者は、業務委託履行中次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務日報（A4版）	毎日作業終了後	1 部
(2) 委託業務写真（必要に応じて） サービス判、カラー写真でアルバムとじ込み（ネガフィルム又は電子媒体を含む。）	完了検査前	各 1 部
(3) 成果報告書		

(使用許可申請書)

第 3 条 受託者は、業務委託の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を立会職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第 4 条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を立会職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
履行済部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を立会職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(労働安全衛生)

第6条 受託者は、安全衛生管理に努め、別に定める横浜市「水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準」（以下「安全衛生基準」という）に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

なお、「安全衛生基準」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第8条 受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(業務遂行時に発生する副産物の処分)

第9条 受託者は、業務の遂行に伴い発生する副産物（交換部品等）を委託者の指定場所に置くこと。

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、(別記)「特定調達物品等」は、次の横浜市ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

業務共通仕様書

(目的)

第1条

本業務は、中部水再生センター等廈の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、廈の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持することを目的とする。

(履行期間)

第2条

業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(施設概要)

第3条

施設名称	所在地
中部水再生センター	中区本牧十二天1番1号
山下ポンプ場	中区山下町279番地
山下ポンプ場雨水滯水池	中区山下町20番1号

(建物管理における用語の定義)

第4条

- (1) 「保全」とは、点検や保守等により建築物や設備の安全を確保することをいう。
- (2) 「個別業務」とは、仕様書に定める対象業務をいう。
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、異音、温度異常、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (5) 「法定点検」とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (6) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(建物管理者に関する用語の定義)

第5条

- (1) 「総合管理責任者」とは、本委託を総合して管理を行う責任者であり、特記仕様書1の責任者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、総合管理責任者の下で業務を行うものであり、特記仕様書2～7の責任者をいう。

(業務内容)

第6条

基本的な業務の内容は次のとおりとし、詳細は各業務の仕様書を参照すること。

なお、履行予定月は、別表1のとおりとする。

(1) 建物総合管理業務	(特記仕様書1)
(2) 庁舎清掃業務	(特記仕様書2)
(3) エレベータ設備保守点検業務	(特記仕様書3)
(4) 防災設備保守点検業務	(特記仕様書4)
(5) 空調設備保守点検業務	(特記仕様書5)
(6) 飲料水用受水槽点検清掃業務	(特記仕様書6)
(7) レジオネラ属菌水質検査業務	(特記仕様書7)

(法令、基準類等の遵守)

第7条

本業務の実施に当たっては、各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱のほか標準仕様書、マニュアル、基準、指針、解説版、ガイドラインなどを遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、受託者の責任において調査し、各々の許認可などの手続き上設定される基準日に、最新のものを採用すること。

(共通事項)

第8条

(1) 体制

ア 業務体制

本業務を実施するうえで、各業務内容について委託者が求める期間内で履行が完了できる体制を構築するとともに、各業務内容に適した経験者を配置・従事させ、履行品質の維持・確保に努めること。

なお、委託契約約款第6条に基づき、全部又は主たる部分(総合管理業務)を除いて、一部を第三者に委任託(以下「再委託」という。)する場合は、あらかじめ再委託に関して本市の承諾を得てから履行すること。

なお、再委託先については、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づき、市内中小企業者の受注機会の確保に努めること。

イ 連絡体制

緊急時における連絡網を委託者に提出すること。

本委託では常駐は求めない(常駐することも妨げない)。受託者は、総合管理責任者を選任し、委託者に届け出ること。総合管理責任者は平日9:00~17:00の間、常に委託者と連絡・調整が可能な状態とする。

ウ 安全衛生管理体制

受託者は、本委託契約の履行に伴う業務に関して、安全衛生管理に努め、本業務の履行に関する全ての担当者に周知徹底させなければならない。また、本委託履行のために入場するものに対し、危険個所の通知や安全指導を行い、適切に管理する。

(2) 業務の実施

ア 委託者の立会い

受託者は作業等に際して委託者の立会いを求める場合は事前に申し出ること。

イ 書類の保管

受託者は、本業務において作成し、及び保有する資料並びに市から貸与を受けた資料を常に整理し、委託者の求めに応じて提供できるよう保管すること。

(3) 業務の検査等

ア 受託者は、部分払いを請求しようとするとき、又は業務が完了した時は、その旨を委託者に通知し、検査を受けなければならない。

イ 受託者は、検査を受ける際は予め下記の資料を整備し委託者に提出しなければならない。

- (ア) 契約図書（委託契約書、仕様書等）
- (イ) 業務計画書、作業計画書、作業報告書
- (ウ) 成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料

履行予定月（詳細については打ち合わせによる）

別表1

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	建物総合管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	庁舎清掃業務 日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期清掃 1			○			○			○			○
	定期清掃 2						○						○
	電気機械室定期清掃						○						
	窓ガラス清掃 1（建物内部）						○						○
	窓ガラス清掃 1（建物外部）						○						○
	窓ガラス清掃 2（建物外部）						○						
(3)	エレベータ設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)	防災設備保守点検業務						○						○
(5)	空調設備保守点検業務（令和8年度のみ）						○						
(6)	飲料水受水槽点検業務												○
(7)	レジオネラ属菌水質検査業務				○						○		○

建物総合管理業務

(全体管理)

第1条

(1) 業務全般における委託者との連携

業務全般における委託者への報告・連絡・調整、定例会議の主催及び出席、議事録の作成

(2) 関係法令の情報収集及び法改正への対応

関係法令の改正に関する情報収集及び委託者の法改正への対応に対する支援

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律だけにとどまらず、建築基準法や消防法、廃棄物の処理や環境配慮、バリアフリー関連など本委託契約に関わるものすべて含む。

(3) 総合管理責任者の主な業務

各業務責任者への指示・取りまとめ・指導を行い、適正に各業務が履行されるよう対応すること。

ア 各業務の計画立案、報告には総合管理責任者が立ち会うこと。

イ 各業務において、日常的なものを除く点検や作業等に原則総合管理責任者が立ち会うこと。立ち会った場合は実施確認、口頭及び日報による報告を行うこと（立会い時間、内容、結果等）

(4) 昇降設備点検業務

昇降設備（エレベーター）点検業務は特記仕様書3に記載の製造業者（当該昇降装置設備の保守点検実績のある業者を含む）が点検実施すること。

(5) 各種書類の作成

受託者は各仕様書に定める提出物のほか、下表の書類を委託者に提出すること。本仕様書に定めない書類についても、委託者からの指示があった場合は作成し、提出すること。

ア 計画書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務計画書 (業務実施計画書)	業務実施体制、実施方針、業務計画及び各業務の報告書式等、業務全般について具体的に記載したもの	業務開始前・内容変更時
2	作業計画書	上記計画書に基づき、業務別に実施日時、作業内容、作業範囲、業務従事者名等を記載したもの	業務開始前・内容変更時
3	年間予定表	業務別に、年間の作業実施計画を記載したもの	年度開始前・内容変更時
4	月間予定表	業務別に、月間の作業実施計画を記載したもの	毎月末までに翌月分を提出

イ 報告書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務報告書 ※月次及び年次	業務全体の実施状況、計画に対する進捗状況 を記載したもの	月次：月末 年次：各年度の3月末
2	随時報告書	修繕等の対応内容を記載したもの 作業内容、作業場所、仕様器材及び作業人数 等を記載したもの	随時

(軽微な修繕等の実施)

第2条

- (1) 受託者は、防災設備保守点検業務、空調設備保守点検業務等において点検結果により必要となつた軽微な修繕、または突発的に発生する緊急対応等を実施すること。
実施内容及び結果について委託者に報告する。
- (2) 本業務は、受託者が材料等を手配し主体的に行うことを原則とするが、特殊な部品の調達や専門的知識等を要する場合は外注も可能とする。外注により軽微な修繕を実施する場合、受託者の責任において業者を指導監督し、修繕等を実施する。
- (3) 年間総額は300万円相当（税抜き）とする。年度開始前に1年間の修繕・予定項目と予算を計画し、緊急対応として費用が必要となった際には協議して執行項目を決定する。

(特記仕様書 2)
庁舎清掃業務

(清掃内容)

第1条 本業務の清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。

ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表「作業内容等詳細」のとおりとする。

1 建物内部の清掃

(1) 床の日常清掃（中部水再生センターのみ）

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	日1回	192m ²
センター長室	繊維床	除塵	日1回	33m ²
水質課長室	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	13m ²
2階事務室	繊維床	除塵	日1回	190m ²
水質事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	130m ²
2階会議室	繊維床	除塵	日1回	45m ²
水質会議室	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	28m ²
廊下	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	456m ²
更衣室	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	46m ²
詰所	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	48m ²
便所	硬質床	除塵及び全面水拭き	日1回	96m ²
湯沸室	弹性床	除塵及び全面水拭き	日1回	42m ²
エレベーター	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	1台
階段	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	100m ²

※ ごみ収集を含む。

(2) 床以外の日常清掃（中部水再生センターのみ）

清掃場所	作業内容	清掃周期
玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き 什器備品除塵、金属部分除塵、ごみ収集等	日1回
センター長室	ごみ収集	日1回
水質課長室	ごみ収集	日1回
2階事務室	ごみ収集	日1回
水質事務室	ごみ収集	日1回
2階会議室	ごみ収集	日1回
水質会議室	ごみ収集	日1回
廊下	ごみ収集	日1回
更衣室	ごみ収集	日1回
詰所	ごみ収集	日1回
便所	ごみ収集、扉・便所へだて部分拭き 洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄 衛生消耗品補充、汚物処理等	日1回
湯沸室	ごみ収集、流し台洗浄及び厨芥処理	日1回
エレベーター	部分拭き及びフロアマット除塵 除塵（扉溝）	日1回 週1回
階段	手摺り拭き	日1回

※ ごみ収集を含む。

(3) 床の定期清掃1（中部水再生センターのみ）

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	弾性床	表面洗浄	3月1回	105m ²
玄関ホール	硬質床	洗浄	3月1回	192m ²
展示室	弾性床	表面洗浄	3月1回	160m ²
廊下	弾性床	表面洗浄	3月1回	1,078m ²
エレベーター	弾性床	表面洗浄	3月1回	1台
階段	弾性床	表面洗浄	3月1回	100m ²

※ ごみ収集を含む。

(4) 床以外の定期清掃1（中部水再生センターのみ）

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃1	洗浄	6月1回	199m ²

(5) 床の定期清掃 2

ア 中部水再生センター

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	洗浄	6月1回	27m ²
水質課長室	弹性床	表面洗浄	6月1回	13m ²
水質事務室	弹性床	表面洗浄	6月1回	130m ²
データ処理室	弹性床	表面洗浄	6月1回	40m ²
1階会議室	弹性床	表面洗浄	6月1回	42m ²
水質会議室	弹性床	表面洗浄	6月1回	28m ²
沈ポン棟会議室	弹性床	表面洗浄	6月1回	123m ²
廊下	弹性床	表面洗浄	6月1回	8m ²
廊下	硬質床	洗浄	6月1回	257m ²
更衣室	弹性床	表面洗浄	6月1回	72m ²
詰所	弹性床	表面洗浄	6月1回	106m ²
水質試験室	硬質床	洗浄	6月1回	565m ²
中央操作室	フリー・アクセス・フロア	表面洗浄	6月1回	121m ²
便所	硬質床	洗浄	6月1回	4m ²
便所	弹性床	表面洗浄	6月1回	23m ²
湯沸室	弹性床	表面洗浄	6月1回	42m ²
階段	弹性・硬質床	表面洗浄	6月1回	984m ²

※ ごみ収集を含む。

イ 山下ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
廊下	硬質床	洗浄	6月1回	269m ²
便所	硬質床	洗浄	6月1回	7m ²
階段	硬質床	洗浄	6月1回	198m ²

※ ごみ収集を含む。

ウ 山下ポンプ場雨水滯水池

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
廊下	硬質床	洗浄	6月1回	95m ²
便所	弹性床	表面洗浄	6月1回	5m ²
玄関ホール	弹性床	表面洗浄	6月1回	3m ²
階段	硬質床	洗浄	6月1回	183m ²

※ ごみ収集を含む。

(6) 電気機械室定期清掃

ア 中部水再生センター

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	2,427m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	1,220m ²

※ ごみ収集を含む。

イ 山下ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	141m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	58m ²

※ ごみ収集を含む。

ウ 山下ポンプ場雨水滯水池

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	134m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	77m ²

※ ごみ収集を含む。

2 建物外部の清掃

(1) 窓ガラス清掃 (中部水再生センターのみ)

清掃場所	作業内	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6月1回	346m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年1回	436m ²

(清掃作業の実施日及び時間)

第2条 本業務の清掃作業の実施日及び作業時間は、次のとおりである。

清掃種別	実施日	作業時間
日常清掃	毎日（土曜、日曜、祝日、休序日を除く）	別途協議
定期清掃	別途協議	別途協議
窓ガラス清掃	別途協議	別途協議

(注) 実施日及び作業時間については、委託者と受託者の協議により決定すること。

(一般事項)

第3条 清掃器材等は、作業の内容に最も適したもの用いるものとし、その使用にあたっては立会職員に申し出ること。

- 2 作業員が事務室等に立入り、作業を行う場合には、立会職員に申し出を行うこと。また、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を行うために必要な時間と場所に限り使用すること。
- 3 清掃作業に使用する器材等は、特に指定のない限り受託者が準備すること。
- 4 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災等の事故が発生することのないように十分注意を払うこと。
- 5 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。

(支給品及び貸与品)

第4条 本業務で支給及び貸与する品目は、次のとおりである。

- (1) 水・電力

- (2) 補充用トイレットペーパー、洗浄液
- (3) 日常清掃の作業員控室
- (4) その他センター長が必要と認めるもの

(作業予定表等の提出)

第5条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第6条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表 作業内容等詳細

1 建物内部の清掃

(1) 床の清掃

ア 弹性床(ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、フリーアクセスフロア等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
補修	空バフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。
	スプレーバフティング (スプレークリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れた部分に、水又は専用補修液をスプレーし、パッドを装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。汚れが強い場合は、適正に希釀した表面洗浄用洗剤を用いる。 ・削りとられたかすを取り除き、スプレーバフティングを行った箇所をきれいに拭いた後、樹脂床維持材を塗布して補修する。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。(除塵の項参照) ・適正に希釀した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 ・洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクリューで汚水を除去する。 ・2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) ・樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ・樹脂床維持材の塗布回数は2回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。 ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

イ 硬質床(陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
補修	空バフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。

洗 净	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。(除塵の項参照) 床面を十分にぬらした後、適正に希釀した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 適正に希釀した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。
--------	------	---

ウ 繊維床(カーペット、じゅうたん等)

作業項目		作業内容
除 塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	・自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
塵	カーペットスイパーによる除塵	・床表面の粗ごみをカーペットスイパーで回収して除塵する。

(2) 場所別の清掃

ア 玄関ホール

作業対象		作業項目	作業内容
床 清 掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床 以外 の 清 掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	フロアマット	除塵	・真空掃除機で吸塵する。
		洗浄	・洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 ・洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
	扉ガラス	部分拭き	・汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。
		全面洗浄	・ガラス全面に水又は専用洗剤を塗り、窓用スクイジーで汚れを取る。
	什器備品	除塵	・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭きする。
	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。
	金属部分	除塵	・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

追加清掃	床	水拭き	・床全面を、モップで丁寧に拭きあげる。
------	---	-----	---------------------

イ センター長室・水質課長室・事務室・水質事務室・詰所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。

ウ 会議室・展示室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	ごみ箱	ごみ収集	・ごみ箱を点検し、ごみを収集する。
	什器備品	除塵	・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭きする。
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

エ 廊下・更衣室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。
	扉	部分拭き 部分洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

才 水質試験室・便所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉及び便所へだて	部分拭き 全面洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・全面を、専用洗剤を用いて洗浄する。
	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。
	洗面台	拭き	・スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡	拭き	・乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器	洗浄	・専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品	補充	・トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	・内容物を収集し、容器を洗浄する。

※便所・洗面所の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

才 湯沸室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉	部分拭き 全面洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・全面を、専用洗剤を用いて洗浄する。
	流し台	洗浄	・中性洗剤を用いてスポンジで、丁寧に洗浄する。
	厨芥容器	厨芥収集	・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄する。
	換気扇	洗浄	・中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。

キ エレベーター

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。	
床以外の清掃	壁・扉・操作盤	部分拭き	・汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。
		全面拭き	・中性洗剤で拭きあげた後、水拭きして仕上げる。
	扉溝	除塵	・真空掃除機などで除塵を行う。
	フロアマット	除塵	・真空掃除機で吸塵する。
		洗浄	・洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 ・洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。

ク 階段

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1 - (1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1 - (1)床の清掃ウによる。	
	共通	洗浄時には幅木、ノンスリップの清掃を行う。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	手すり	拭き	・タオルで水拭きする。
		洗浄	・汚れた部分を洗剤で洗浄し水拭きする。
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

(3) ごみ収集

作業対象		作業項目	作業内容
運搬		各所から集積所までの運搬	・各所で集められた塵芥・厨芥などを区別して運搬する。
分別・梱包	分別	・集められたごみを種類ごとに分類する。	
		梱包	・集められたごみを適当な分量に梱包する。

(4) 作業項目及び周期

ア 中部水再生センター

(ア) 床の清掃(1/2)

		玄 関 ホ ー ル (I)	玄 関 ホ ー ル (II)	セ ン タ ー 長 室	水 質 課 長 室	2 階 事 務 室	水 質 事 務 室	デ ー タ 処 理 室	1 階 会 議 室	2 階 会 議 室	水 質 会 議 室	沈 ポン 棟 会 議 室	展 示 室	廊 下 (I)	廊 下 (II)	更 衣 室	詰 所
作業対象	作業項目																
弹性床	日常 除塵 自在箒・フロアダスター				1/日		1/日				1/日				1/日		1/日
	真空掃除機																
	水拭き 部分水拭き				1/日		1/日				1/日				1/日		1/日
	全面水拭き																
	定期 洗浄 表面洗浄	1/3月		1/6月		1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/3月	1/3月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	
硬質床	日常 除塵 自在箒・フロアダスター	1/日															
	真空掃除機																
	水拭き 部分水拭き	1/日															
	全面水拭き																
	定期 洗浄	1/3月	1/6月												1/6月		
繊維床	日常 除塵 真空掃除機			1/日		1/日			1/日								
	定期 洗浄																

(イ) 床の清掃(2/2)

		水質試験室 4 F 3 F	中央操作室	エレベーターホール	便所	洗面所	湯沸室	エレベータ	階段(I)	階段(II)	電気室	制御室	機械室
作業対象	作業項目												
弹性床	除塵 自在箒・フロアダスター						1/日	1/日	1/日				
	真空掃除機												
	水拭き 部分水拭き							1/日	1/日				
	全面水拭き						1/日						
	定期 洗浄 表面洗浄		1/6月		1/6月		1/6月	1/3月	1/3月	1/6月	1/年	1/年	
	除塵・部分水拭き												
					1/日								
硬質床	除塵 自在箒・フロアダスター												
	真空掃除機												
	水拭き 部分水拭き												
	全面水拭き				1/日								
	定期 洗浄	1/6月			1/6月				1/6月				
繊維床	日常 除塵 真空掃除機												

(ウ) 床以外の清掃(1/2)

		玄 関 ホ ー ル (I)	玄 関 ホ ー ル (II)	セ ン タ ー 長 室	2 階 事 務 室	水 質 課 長 室	水 質 事 務 室	2 階 会 議 室	水 質 会 議 室	試 験 準 備 室	展 示 室	廊 下 (I)	廊 下 (II)	更 衣 室	詰 所
作業対象	作業項目														
壁	定期	部分拭き													
		除塵													
フロアマット	日常	除塵	1/日												
	定期	洗浄													
扉ガラス	日常	部分拭き	1/日												
	定期	全面洗浄													
什器備品	日常	除塵	1/日												
	定期	拭き													
ごみ箱	日常	ごみ収集	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		1/日		1/日	1/日	
金属部分	日常	除塵	1/日												
扉及び便所へだ	日常	部分拭き													
洗面台	日常	拭き													
鏡	日常	拭き													
衛生陶器	日常	洗浄													
衛生消耗品	日常	補充													
汚物容器	日常	汚物収集													
流し台	日常	洗浄													
厨芥収集	日常	厨芥収集													
壁・扉・操作	日常	部分拭き													
扉溝	日常	除塵													
手すり	日常	拭き													

(エ) 床以外の清掃(2/2)

		水質試験室	中央操作室	エレベータホール	便所	洗面所	湯沸室	エレベーター	階段(I)	階段(II)	電気室	制御室	機械室
作業対象	作業項目												
壁	定期	部分拭き											
		除塵											
フロアマット	日常	除塵						1/日					
	定期	洗浄											
扉ガラス	日常	部分拭き											
	定期	全面洗浄											
什器備品	日常	除塵											
	定期	拭き											
ごみ箱	日常	ごみ収集				1/日		1/日			1/年	1/年	
金属部分	日常	除塵											
扉及び便所へだて	日常	部分拭き				1/日							
洗面台	日常	拭き				1/日							
鏡	日常	拭き				1/日							
衛生陶器	日常	洗浄				1/日							
衛生消耗品	日常	補充				1/日							
汚物容器	日常	汚物収集				1/日							
流し台	日常	洗浄					1/日						
厨芥収集	日常	厨芥収集					1/日						
壁・扉・操作	日常	部分拭き						1/日					
扉溝	日常	除塵						週1回					
手すり	日常	拭き							1/日				

イ 山下ポンプ場・山下ポンプ場雨水滞水池

		玄 関 ホ ー ル	廊 下 (Ⅱ)	便 所	階 段 (Ⅱ)	電 気 室	制 御 室
作業対象	作業項目						
硬質床	定期	洗浄		1/6月	1/6月	1/6月	
弾性床	定期	表面洗浄	1/6月		1/6月		1/年

(5) 窓ガラス（内側）

作業項目	作業内容
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ガラス面に中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイージーで汚水を除去する。 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 <p>ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</p>

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

2 建物外部の清掃

(1) 窓ガラス（外側）

作業項目	作業内容
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ガラス面に中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイージーで汚水を除去する。 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 <p>ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</p>

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

エレベータ設備保守点検業務

(仕様)

第1条 本業務の対象となるエレベータの仕様は、次のとおりである。

項目	仕様
用途	乗用
制御方式	インバータ制御
定員・積載量	9名・600kg
電源	AC 200V 3相 50Hz
停止箇所・階	5箇所・地下1～4階
昇降工程・速度	21.35m・60m/min 中速
昇降路全高	21.75m
かご内寸法	間口1.4m×奥行き1.1m×高さ2.1m
扉開閉方式	電動2枚戸 中央開き
巻上げ電動機	3.7kW(1時間定格)
操作方式	コンチレブコントロール
製造会社	株式会社日立製作所

(関係法規)

第2条 本業務は、建築基準法(昭和25年法律第201号)・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)・同法施行令(昭和47年政令第318号)及びクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)等の関係法規の規定に基づき、本業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を履行すること。

2 前項の規定等に定めのない細部の事項については、委託者・受託者と協議して決定すること。

(履行内容)

第3条 受託者は、エレベータ設備の電気・機械的性能及び安全装置の機能を維持保全するため、専門知識・経験を有する技術者により月1回の定期保守点検を実施すること。

2 受託者は、適切な保守を計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替えまで機能の維持に必要な保守のすべてを行うこと。

(定期点検)

第4条 受託者は、エレベータ設備の定期検査実施に関する法令に基づく法定点検を実施すること。

(緊急点検)

第5条 委託者が、エレベータ設備に異常を認め通知した場合は、速やかに処置を講じること。

(費用負担)

第6条 本業務に要する費用は、別表－1に関わる調整・点検及び別表－2に関わる修理・部品交換は、すべて受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用については、委託者の負担とする。

- (1) 別表－2の業務除外関係の修理・部品交換
- (2) 業務に必要な電気、水道料金

(報告書の提出)

第7条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第8条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1

エレベータ設備

点検内容一覧表（地震時及び火災時管制運転装置、停電時自動着床装置を含む。）

点検機器	点検項目	点検機器	点検項目
巻上げ機	(1) ウォームシャフト、ギヤ及びパッキン (2) 軸受 (3) ブレーキコイル、シューライニング、 ブレーキカッピング及び部品 (4) 駆動綱車、オイルシール (5) 防振ゴム	ドア装置	(1) ドアクローザ及び部品 (2) ドアインターロック装置及び 部品 (3) ドアハンガー及び部品
		昇降路装置	(1) 頂部そらせ綱車及び軸受 (2) 卷上げ用ロープ (3) ガバナロープ (4) つり合いロープ及びチェーン (5) 移動ケーブル (6) リミットスイッチ及び部品 (7) レベリングスイッチ及び部品 (8) フロワーストップスイッチ及び 部品 (9) ストップピングスイッチ及び部品
電動機	(1) 卷線、軸受、回転子、整流子 (2) 防振ゴム		
制御盤	(1) スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品 (2) 制御基板		
階床選択機	(1) スイッチ、リレー及び部品		
調速機	(1) 張り車、軸受及び部品		
受電盤	(1) ブレーカ、ヒューズ及び部品		
かご関係	(1) カーシーブ、カウンターシーブ及び 部品 (2) ガイドシュー、ローラーガイド部品 (3) かご非常停止装置 (4) 運転操作盤の部品 (5) ドアオペレータ装置及び部品 (6) ドアスイッチ、セーフティシュー及び 部品 (7) ドアガイドシュー、かご敷居、ドアハ ンガー及び部品 (8) カーポジション、インジケータ及び 部品 (9) ファン及びブロワの部品 (10) 照明部品（ランプ類含む。） (11) 停電灯 (12) インターホン (13) 積載超過警報装置	ピット関係	(1) 緩衝器及び部品 (2) つり合いロープ綱車、軸受及び 部品 (3) つり合いロープ、ち緩スイッチ 及び部品
		その他	(1) 電気配線配管一式（昇降路外の配 線配管は除く。） (2) 音声合成放送装置一式 (3) 各機器回路の絶縁抵抗測定一式
ホール信号装置	(1) ホールボタン及び部品 (2) ホールポジションインジケータ及び 部品 (3) ホールランターン、ゴング及び部品		

別表－2

エレベータ設備 フルメンテナンス契約の修理（取替部品）明細

場所	修理（取替部品）項目	場所	修理（取替部品）項目
ピット等	(1) ウォームギヤ歯当り調整 (2) マシン各ベアリング・オイルシール取替え (3) シーブ取替・ブレーキライニング取替え (4) モータ巻線・ベアリング取替え (5) リレー取替・コイル取替・抵抗類取替え (6) 計器取替・ドライブユニット取替え (7) 半導体・コンデンサ取替え (8) ガバナマシン用ギヤ・各所ピン取替え (9) ガバナマシン用スプリング取替え (10) マイコン類基板取替え	その他の	(1) 近接スイッチ、非常停止装置取替え (2) 照明器具、光電装置機構の部品取替え (3) 非常灯、充電器、はかり装置取替え (4) 配線、配管取替え (5) インターホン取替え (6) 監視装置取替え (7) 付加装置
昇降路関係	(1) かご下テールコード取替え (2) 主ロープ、ガバナロープ取替え、切詰 (3) シーブ、ベアリング類取替え (4) つり合いロープ、チェーン取替え (5) 緩衝器、ウエートガイドシュー取替え (6) 塔内スイッチ取替え	業務除外関係	(1) 三方枠、扉、シルの修理 (2) かごの修理（フレーム、床タイル含む。） (3) 操作盤、乗合押ボタンのフェイスプレート修理 (4) インジケータのフェイスプレート修理 (5) 意匠関係修理 (6) 建築関係の改修、修理 (7) 除外修理に必要な材料 (8) 機器搬入に必要な建築工事
出入口関係	(1) ドアハンガーローラー・ドアレール取替え (2) ドアシュー・ドアポンプ・ドアレバー取替え (3) ドアロープ・ドアチェーン取替え (4) ドアインターロック機構取替え (5) ドアスイッチ取替え		
かご関係	(1) 操作盤内基板・各スイッチ類取替え (2) ドアマシンのカーボンブラシ取替え (3) ドアマシンの巻線・ベアリング取替え (4) ドアハンガーローラー・ドアレール取替え (5) ガイドシュー・ローラー取替え (6) ドアスイッチ・セフティエッジ取替え (7) ドアシュー・プーリー・ドアレバー取替え		

防災設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所	備考
中部水再生センター	中区本牧十二天1番1号	管理本館棟 旧管理本館棟 第一ポンプ施設沈砂池棟 A系水処理施設 水質危険物倉庫 新薬品庫 A系再利用棟 第二ポンプ施設沈砂池棟 第一雨水滞水池 B系ブロワー棟 B系再利用棟 B系水処理施設 送泥棟 第二雨水滞水池 第三ポンプ施設 A系返送電気室 再生水供給施設 要員宿舎
山下ポンプ場	中区山下町279番地	
山下ポンプ場雨水滞水池	中区山下町20番1	

(業務内容)

第2条 本委託の機器点検・総合点検の点検内容、点検周期及び点検対象は、次のとおりである。

- (1) 点検方法・点検項目は、消防法等関連法令等に基づいて実施すること。
- (2) 点検の周期

消防設備の種類	点検内容	点検の周期(点検時期)
消火器具 誘導灯及び誘導標識 連結散水設備 非常コンセント設備	機器点検	2回/1年 (前期・後期実施)
屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備 不活性ガス消火設備(二酸化炭素) ハロゲン化物消火設備 自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具 排煙設備(防火戸・防火ダンパー等含む。)	機器点検 総合点検	2回/1年 (前期・後期実施) 1回/1年 (後期実施)
配線	総合点検	1回/1年 (後期実施)

- (3) 点検対象となる防災設備の機器・数量は、「別表-1」のとおり

(ハロゲン化物消火設備等の点検)

第3条 ハロゲン化物消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガス又は空気を試験用ガスとして使用すること。試験内容は、指定の防護区画の起動装置及び選択弁等の動作状態、ガス放射状態、制御装置等の点検を行うこと。なお、各配管系統のガス漏洩試験も合わせてを行うこと。

また、不活性ガス消火設備も上記と同様とすること。

放出試験の数量の内訳は、別表-2のとおりである。

(避難器具点検)

第4条 避難器具の機器点検の内訳は、別表-3のとおりである。

(補修等)

第5条 点検によって、部品の交換又は補修等を必要とする箇所を発見した場合は、不良箇所の場所および不良内容を明確にし、適切な処置ができるようにしておくとともに、立会職員に速やかに報告すること。なお、補修の負担は委託者・受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要と思われる軽微な機器等の補修は、受託者の負担とする。

(注意事項)

第6条 本委託業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 現場責任者は現場に常駐するとともに、専門技術者を確保し、点検項目等は消防法等に基づいて実施すること。
- (3) 各室内等への立ち入りは、立会職員と打合わせのうえ立ち入ることとし、指定した場所以外、

絶対に立ち入らないこと。また、覆蓋等の上には絶対に乗らないこと。

(4) 点検員は、会社名、氏名を書いた名札とヘルメットを着用すること。

(報告書の提出)

第7条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。なお、報告書は法令等に基づいた様式とすること。

2 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく報告を所轄の消防署長に提出する際、立会職員に同伴すること。

(完了検査)

第8条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 消防用設備等の機器・数量

1－1 消火器設備（前期）（別表－4に詳細箇所を示す）

機器名	設置数	機器名	設置数
粉末加圧式	22 本	粉末車載式	15 本
粉末蓄圧式	413 本		

1－2 消火器設備（後期）（別表－4に詳細箇所を示す）

機器名	設置数	機器名	設置数
粉末加圧式	22 本	粉末車載式(50型薬剤充填2本含む)	15 本
粉末蓄圧式	413 本		

2－1 屋内・屋外消火栓設備（前期）＊別表－4に詳細箇所を示す。

機器名	設置数	機器名	設置数
加圧送水装置	7 組	制御盤	7 面
消火栓	52 組	起動用スイッチ	52 個
表示灯	52 灯	音響装置	52 組
水源	7 組		

2－2 屋内・屋外消火栓設備（後期）＊機器・総合点検を兼ねる。別表－4に詳細箇所を示す。

機器名	設置数	機器名	設置数
加圧送水装置	7 組	制御盤	7 面
消火栓	52 組	起動用スイッチ	52 個
表示灯	52 灯	音響装置	52 組
水源	7 組	放水試験	7 式

3 不活性ガス消火設備（第三ポンプ施設）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
消火剤貯蔵容器（二酸化炭素）	138 基	圧力スイッチ	2 個
起動用ガス容器	3 個	逆止弁	2 個
容器弁開放装置（電磁式）	3 個	開口部自動閉鎖装置	20 個
起動用操作箱	2 個	放出表示灯箱	11 個
音響装置	12 組	ヘッド	25 個
制御盤（5回線以下）	1 面	作動試験	1 式
音声盤	1 面	電源装置	1 組
		放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	5 式

4-1 ハロゲン化物消火設備（管理本館棟、B系プロワー棟）
(前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
消火剤貯蔵容器（ハロン1301）	33 基	圧力スイッチ	4 個
容器弁開放器（ガス圧式）	4 個	逆止弁	4 個
起動用ガス容器	4 個	開口部自動閉鎖装置	32 個
起動用操作箱	4 個	放出表示灯箱	12 個
音響装置	11 組	選択弁	4 個
制御盤（5回線以下）	2 面	ヘッド	33 個
音声盤	2 面	作動試験	2 式
電源装置	2 組	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	2 式

4-2 ハロゲン化物消火設備（山下ポンプ場）
(前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
消火剤貯蔵容器（ハロン1301）	58 基	圧力スイッチ	3 個
容器弁開放器（ガス圧式）	3 個	開口部自動閉鎖装置	18 個
起動用ガス容器	3 個	放出表示灯箱	13 個
起動用操作箱	3 個	選択弁	2 個
音響装置	7 組	ヘッド	23 個
制御盤（5回線以下）	1 面	作動試験	1 式
音声盤	1 面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1 式
電源装置	1 組		

5-1 自動火災報知設備（管理本館棟）（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P 型 1 級 6 5 回線	1 面	定温式スポット型感知器	16 個
差動式又は補償式スポット型感知器	61 個	常用電源（交流電源）	1 組
煙感知器	78 個	予備電源（受信機のみ）	1 組
P 型 1 級発信機	8 個	消火栓起動装置	1 個
音響装置（地区）	9 個	表示灯	8 灯

5-2 自動火災報知設備（旧管理本館棟）（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P 型 1 級 1 4 回線	1 面	音響装置（地区）	14 個
差動式又は補償式スポット型感知器	18 個	定温式スポット型感知器	4 個
煙感知器	66 個	常用電源（交流電源）	1 組
P 型 1 級発信機	13 個	予備電源（受信機のみ）	1 組
消火栓起動装置	1 個	表示灯	13 灯

5-3 自動火災報知設備（第一ポンプ施設沈砂池棟）（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P 型 1 級 7 回線	1 面	音響装置（地区）	7 個
煙感知器	4 個	常用電源（交流電源）	1 組
P 型 1 級発信機	7 個	予備電源（受信機のみ）	1 組
表示灯	7 灯		

5-4 自動火災報知設備（第二ポンプ施設沈砂池ポンプ棟・第一雨水滯水池）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。受信機が同一のため、自動火災報知設備の点検については同一棟とみなす。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P型 1級 25回線	1面	差動式分布型感知器	3個
差動式又は補償式スポット型感知器	17個	定温式スポット型感知器	3個
煙感知器	73個	常用電源（交流電源）	1組
P型 1級発信機	15個	予備電源（受信機のみ）	1組
音響装置（地区）	15個	消火栓起動装置	1個
表示灯	15灯		

5-5 自動火災報知設備（B系プロワー棟・B系再利用棟・B系水処理施設）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。受信機が同一のため、自動火災報知設備の点検については同一棟とみなす。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P型 1級 31回線	1面	音響装置（地区）	24個
煙感知器	100個	定温式スポット型感知器	8個
自動試験機能付煙感知器	30個	常用電源（交流電源）	1組
P型 1級発信機	23個	予備電源（受信機のみ）	1組
消火栓起動装置	1個	表示灯	23灯

5-6 自動火災報知設備（送泥棟）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機P型1級2回線	1面	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	11個	予備電源（受信機のみ）	1組

5-7 自動火災報知設備（第二雨水滯水池）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機P型1級14回線	1面	音響装置（地区）	10個
差動式又は補償式スポット型感知器	22個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	48個	予備電源（受信機のみ）	1組
P型1級発信機	9個	消火栓起動装置	1個
表示灯	9灯		

5-8 自動火災報知設備（第三ポンプ施設）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機P型1級41回線	1面	音響装置（地区）	22個
差動式又は補償式スポット型感知器	2個	定温式スポット型感知器	1個
煙感知器	242個	常用電源（交流電源）	1組
P型1級発信機	19個	予備電源（受信機のみ）	1組
消火栓起動装置	1個	表示灯	19灯

5-9 自動火災報知設備（再生水供給施設）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機P型1級5回線	1面	音響装置（地区）	4個
定温式スポット型感知器	13個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	14個	予備電源（受信機のみ）	1組
P型1級発信機	4個	表示灯	4灯

5-10 自動火災報知設備（山下ポンプ場）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P型 1級 16回線	1面	音響装置（地区）	11個
副受信機	1面	定温式スポット型感知器	95個
差動式又は補償式 [△] ット型感知器	16個	消火栓起動装置	1個
差動式分布型感知器	11個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	33個	予備電源（受信機のみ）	1組
P型 1級発信機	8個	表示灯	8灯

5-11 自動火災報知設備（山下ポンプ場雨水滯水池）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
受信機 P型 1級 8回線	1面	音響装置（地区）	7個
差動式又は補償式 [△] ット型感知器	22個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	30個	予備電源（受信機のみ）	1組
P型 1級発信機	5個	表示灯	5灯

6 非常警報設備 放送設備（山下ポンプ場）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
放送設備・增幅器操作部200W以下	1台	音量調整器	29個
スピーカ回線	29個	常用電源（交流電源）	1組
予備電源	1組	音圧確認、非常電源による総合作動等（後期のみ）	1式

7 誘導灯および誘導標識（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）

機器名	設置数	機器名	設置数
誘導灯	296灯	誘導標識	36枚

8 避難器具（要員宿舎）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数
はしご（ロープ又は金属）	6組

9-1 排煙設備（管理本館）（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
制御盤 10回線	1面	防火戸ドア式S型	2枚
ダンパー	22個	各種動作確認等	1式

9-2 排煙設備（第二ポンプ施設沈砂池棟）（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
制御盤 16回線	1面	機械排煙設備（モータ駆動）	1台
ダンパー	20個	機械排煙設備起動盤	1面
排煙口	8個	各種動作確認等	1式
可動防煙壁	4連		

9-3 排煙設備（第二雨水滯水池）（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
制御盤 1回線	1面	各種動作確認等	1式
ダンパー	1個		

9-4 排煙設備（第三ポンプ施設）（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
制御盤 12回線	1面	機械排煙設備（モータ駆動）	1台
排煙口	6個	機械排煙設備起動盤	1面
防火戸ドア式W型	1枚	各種動作確認等	1式
可動防煙壁	10連		

9-5 排煙設備（山下ポンプ場）（前期・後期）（別表-4に詳細箇所を示す）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	設置数	機器名	設置数
制御盤 1回線	1面	各種動作確認等	1式
電動式シャッター	1枚		

10 連結散水設備（第三ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	設置数	機器名	設置数
ヘッド	18個	送水口	2組

11-1 非常コンセント設備（第二ポンプ施設沈砂池ポンプ棟、第三ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	設置数	機器名	設置数
非常コンセント（単相）	13個	非常コンセント（三相）	4個

11-2 非常コンセント設備（山下ポンプ場）（前期・後期）

機器名	設置数	機器名	設置数
非常コンセント（単相）	5個	非常コンセント（三相）	5個

11-3 非常コンセント設備（山下ポンプ場雨水滯水池）（前期・後期）

機器名	設置数
非常コンセント（単相）	3個

12 配線（後期）（別表-4に詳細箇所を示す）

点検項目	設置数
絶縁抵抗測定及び配線点検	17棟

別表－2 放出試験数量内訳

1 不活性ガス消火設備放出試験（後期）対象数量

場所	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量/設置容器数量
第三ポンプ施設	CO ₂	82.50/55kg	5本/138本

2 ハロゲン化物消火設備放出試験（後期）対象数量

場所	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量/設置容器数量
管理本館棟	ハロン1301	68ℓ/60kg	1本/14本
B系プロワー棟	ハロン1301	68ℓ/60kg	1本/19本
山下ポンプ場	ハロン1301	68ℓ/50kg	1本/58本

別表－3 避難器具内訳

場所	数量
要員宿舎（簡易はしご） 内訳 3階→2階 2階→1階	6組 3組 3組

別表-4 詳細箇所

項目	合計	管理本館棟	旧管理本館棟	第一ポンプ施設沈砂池棟	A系水処理施設	水質危険物倉庫	新薬品庫	A系再利用棟	第二ポンプ施設沈砂池棟	第一雨水溜水池	B系ブロワー棟	B系再利用棟	B系水処理施設	送泥棟	第二雨水溜水池	要員宿舎	第三ポンプ施設	A系返送電気室	再生水供給施設	山下ポンプ場	山下ポンプ場雨水溜水池
(消火器)																					
粉末消火器 加圧式	22								3		3	2	1								13
粉末消火器 蓄圧式	413	74	33	6	11	3	1	8	58	4	27	6	47	5	15	12	69	2	7	25	
粉末消火器 車載式	15		6			2										1		5			1
(屋内消火栓設備)																					
加圧送水装置	7	1	1						1		1					1		1			1
制御盤	7	1	1						1		1					1		1			1
消火栓	52	5	5						8		4					6		16			8
起動用スイッチ	52	5	5						8		4					6		16			8
表示灯	52	5	5						8		4					6		16			8
音響装置	52	5	5						8		4					6		16			8
水源	7	1	1						1		1					1		1			1
放水試験	7	1	1						1		1					1		1			1
(誘導灯)																					
誘導灯	296	30	11		8			7	34	4	19	7	17	4	17		69		14	28	27
誘導標識	36										2										34
(排煙設備)																					
制御盤(回線数)	5	10回線							16回線							1回線		12回線			1回線
ダンパー	43	22							20							1					
排煙口	14								8								6				
防火戸(ドア式S型)	2	2																			
防火戸(ドア式W型)	1																1				
電動式シャッター	1																				1
可動防煙壁	14								4									10			
排煙装置(モータ駆動)	2								1									1			
排煙装置(起動盤)	2								1									1			
(配線点検費)																					
総合点検(建家単位)	17	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
(消火器薬剤充填)																					
車付大型 50	2						2														

空調設備保守点検業務

(業務内容)

第1条 本業務の内容等は、次のとおりである。

業務内容	点検回数	点検台数
空調設備（リモートコンデンサ型）の点検	令和8年度 1回	室内機 6台 室外機 6台
空調設備（セパレート型天井吊形）の点検		室内機 4台 室外機 1台

(点検対象機器の仕様)

第2条 本業務の保守点検対象機器の仕様は、別表-1、別表-2のとおりである。

(対象機器の点検項目)

第3条 本業務の保守点検対象機器の点検項目等は、別表-3、別表-4のとおりである。

(点検管理)

第4条 点検管理は、次のとおりである。

- (1) 機器、設備の点検内容の確認及び工程の打合せ
- (2) 点検チェックリストの作成
- (3) 点検完了後の点検報告書作成
- (4) その他必要な事項

(フロン排出抑制法対応のフロン類漏えい点検)

第5条 平成27年4月より施行されたフロン排出抑制法において、定期点検の対象となる機器（別表-1、別表-2参照）については、以下の内容の点検を実施し、機器ごとの点検記録を提出すること。

なお、点検は、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について、フロン排出抑制法に規定される十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

- (1) 機器の異常音の有無について確認すること。
- (2) 機器の外観の損傷、摩耗、腐食及び錆その他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無について、目視により確認すること。
- (3) 直接法、間接法またはこれらを組み合わせた方法による検査を実施すること。

2 フロン類の漏えいまたは故障等を確認した場合は発注者にその旨を通知し、その後の対応について協議すること。

(注意事項)

第6条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等に基づいて実施すること。
- (3) 指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。

(機器の補修等)

第7条 受託者は保守点検によって、部品の交換又は特別の資材を必要とする故障を発見したときは、委託者に対し速やかに故障内容を報告すること。

なお、補修の負担は、委託者及び受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要とする軽微な機器の補修は、受託者の負担とする。

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 保守点検対象機器の仕様（室内機）

機器名	空調機名	設置場所	仕様	台数
空調設備 リモートコンデンサ型	PAC-1	管理本館 操作室	冷房能力 40.0kW 圧縮機出力 10.4kW 使用冷媒 R410A	1
	PAC-2	管理本館 計算機室	冷房能力 51.4kW 圧縮機出力 12.8kW 使用冷媒 R410A	1
	PAC-3	管理本館 計算機室	冷房能力 40.0kW 圧縮機出力 10.4kW 使用冷媒 R410A	1
	A系水処理制御室 空調機	A系水処理 制御室	冷房能力 40.0kW 圧縮機出力 11.7kW 使用冷媒 R410A	1
	会議室空調機	沈砂池ポンプ棟 会議室	冷房能力 29.1kW 圧縮機出力 11.0kW 使用冷媒 R22	1
	制御室空調機	沈砂池ポンプ棟 制御室	冷房能力 20.0kW 圧縮機出力 7.5kW 使用冷媒 R22	1
空調設備 セパレート型 天井吊形	ACP-2	第三ポンプ施設 2階制御室	冷房能力 45.0kW 使用冷媒 R410A	4

別表－2 保守点検対象機器の仕様（室外機）

機器名	空調機名	設置場所	仕様	台数
空調設備 リモートコンデンサ型	PAC-1	管理本館 操作室屋外	使用冷媒 R410A	1
	PAC-2	管理本館 計算機室屋外	使用冷媒 R410A	1
	PAC-3	管理本館 計算機室屋外	使用冷媒 R410A	1
	A系水処理制御室 空調機	A系水処理 制御室屋外	使用冷媒 R410A	1
	会議室空調機	沈砂池ポンプ棟 屋上	使用冷媒 R22	1
	制御室空調機	沈砂池ポンプ棟 屋外	使用冷媒 R22	1
空調設備 セパレート型 天井吊形	ACP-2	第三ポンプ施設 屋上	冷房能力 45.0kW 圧縮機出力 10.8kW 使用冷媒 R410A	1

別表－3 保守点検対象機器の点検項目等

機器名	構成機器	点検項目
空調設備 リモートコンデンサ型	圧縮機 送風機 熱交換器	1 リモートコンデンサ型空調機本体及び室外ユニットの外観点検 (腐食、変形、破損等)
		2 リモートコンデンサ型空調機本体の清掃
		3 エアーフィルター、ドレンパンの清掃
		4 基礎、固定部の点検 (亀裂、沈下、固定ボルトの緩み等)
		5 電気系統の点検及び清掃 (絶縁抵抗測定、制御機器、配線、端子等)
		6 送風機の点検 (軸受、ベルト、羽根車等) ファンベルト交換が必要な場合は交換含む (交換部品は本市支給)
		7 冷媒系統の点検 (ガス漏れの有無、配管損傷等の有無)
		8 热交換器の点検及び清掃 (フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無)
		9 運転状況の確認
		10 その他必要事項

別表－4 保守点検対象機器の点検項目等

機器名	構成機器	点検項目
空調設備 セパレート型 天井吊形	圧縮機 送風機 熱交換器	1 セパレート型天井吊形空調機本体及び室外ユニットの外観点検 (腐食、変形、破損等)
		2 セパレート型天井吊形空調機本体の清掃
		3 エアーフィルター、ドレンパンの清掃
		4 基礎、固定部の点検 (亀裂、沈下、固定ボルトの緩み等)
		5 電気系統の点検及び清掃 (絶縁抵抗測定、制御機器、配線、端子等)
		6 送風機の点検 (軸受、ベルト、羽根車等) ファンベルト交換が必要な場合は交換含む (交換部品は本市支給)
		7 冷媒系統の点検 (ガス漏れの有無、配管損傷等の有無)
		8 热交換器の点検及び清掃 (フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無)
		9 運転状況の確認
		10 その他必要事項

飲料水用受水槽点検清掃業務

(適用法令)

第1条 水道法（昭和32年・法律第177号）及び関連法令、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に準拠すること。

(業務内容)

第2条 本業務の業務内容は、次のとおりである。（別紙内訳書）

- (1) 受水槽の点検及び清掃
- (2) 水質検査
- (3) その他必要と考えられる業務

(業務の対象となる水槽)

第3条 業務の対象となる水槽は、次のとおりである。ここで、有効容量とは、受水槽の揚水管の上端部からボールタップまでの高さ（有効深度）を用いて計算される容量とする。

受水槽名称 (品番)	設置場所	ビル管理法の 適用の有無	受水槽の区分	有効容量 (縦×横×有効深度)
電気機械棟 受水槽	地下1階	無	簡易専用水道	18.45 m ³ (9.225m ³ ×2) (縦3m×横3m×深さ2.5m)
電気機械棟 高置水槽	屋上	—	—	8.1 m ³ (4.05m ³ ×2) (縦1.5m×横3.5m×深さ2m)

(点検項目)

第4条 受水槽の点検項目と点検内容は、別表1のとおりである。なお、業務実施前に点検項目の詳細を委託者に提出し、立会い職員の承諾を得ること。

(消毒)

第5条 受水槽を清掃したのち、50～100ppmの次亜塩素酸ナトリウムを使用して、槽内を2回以上消毒すること。

(自主検査)

第6条 清掃完了後、次の5項目の水質検査を実施し、委託者に報告書を提出すること。

- (1) 残留塩素測定 (0.1mg/l 以上であること)
- (2) 色度（5度以下であること）
- (3) 濁度（2度以下であること）
- (4) 臭気（異常でないこと）
- (5) 味（異常でないこと）

(指定検査機関による検査)

第7条 清掃完了後、業務の対象となった水槽の管理状況の定期検査を厚生労働大臣指定機関（公益法人）または、横浜市長指定機関（公益法人）による検査を受けること。

(費用の負担)

第8条 次に掲げる費用等は、委託者の負担とする。

- (1) 業務に必要な電気、上水の使用料金
- (2) 老朽化による機材の更新または交換の必要が生じた場合の補修費用

(注意事項)

第9条 注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容及び業務範囲を十分に理解し、作業中の不注意な行動・誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 清掃用具は、滅菌消毒済みのものを使用すること。
- (3) 電気機械棟の受水槽及び高置水槽は、それぞれ2槽中1槽毎に清掃すること。

(完了検査)

第10条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表-1 点検項目

点 檢 項 目	判 定		判 定 基 準 等
	番号	適否	
受水槽の周囲の状態	1		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
	2		水槽の周囲にたまり水、湧水等がないこと。
	2-2		点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
	受水槽本体の状況	☆ 3	亀裂、漏水か所がないこと。
			雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
			水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
	3-2		内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
	受水槽上部の状況	4	水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		5	水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
		5-2	水槽上部は、水溜まりができる状態であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。
	受水槽内部の状況	☆ 6	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆ 7	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかなこと。
		☆ 8	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆ 9	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		9-2	外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		9-3	受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホールの状況	10	蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		11	点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。
		12	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上がってていること。
		13	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		14	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		☆15	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		16	管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
通気管の状態	17		管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
	18		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

点検項目	判定		判定基準等
	番号	適否	
水抜管の状態	19		通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
	20		管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
	21		管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
高置水槽の施設の外観点検	高置水槽本体の状態	☆22	亀裂、漏水か所がないこと。
			雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
			水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
	22-2		内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
	高置水槽の周囲の状態	22-3	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
		22-4	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		22-5	水槽の周囲に溜水等がないこと。
	高置水槽上部の状態	22-6	水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		22-7	水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
		22-8	水槽上部は、水溜まりができる状況であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。
	高置水槽内部の状態	☆23	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆24	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかなこと。
		☆25	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆26	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		26-2	外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		26-3	受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホールの状態	27	蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		28	点検等を行う者以外が容易に開閉できない構造であること。
		29	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上がっていること。
	オーバーフロー管の状態	30	管端部から、埃その他衛生上有害なものが入らない状態であること。
		31	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		☆32	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		33	管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

点検項目		判定		判定基準等
		番号	適否	
通気管の状態	34		管端部から、埃その他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		35	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
	36		通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
水抜管の状態	37		管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
	38		管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。	
その他の状態	☆39		当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	
	☆40		水を汚染する恐れのある設備の中を貫通してないこと。	
水質検査	臭気	☆41	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	味	☆42	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	色度	☆43	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	濁度	☆44	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	残留塩素	☆45	給水栓における水に遊離残留塩素 (0.1ppm以上) が認められること。	
書類点検	書類の整備保存の状況	46	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。	
		47	受水槽の周囲の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。	
		48	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	
		49	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

レジオネラ属菌水質検査業務

(業務内容)

第1条 本業務内容は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、中部水再生センター等において各冷却塔水の検査対象水を回収し、レジオネラ属菌の水質検査を行うものである。ただし、採水作業は、別途センター職員が行うこととする。

なお、試験方法においては、厚生労働省監修「新版レジオネラ症防止指針」掲載の試験方法とする。

(回収場所等)

第2条 本業務委託の検査対象水回収場所及び検体数は次のとおりである。

(1) 中部水再生センター 中区本牧十二天1番1号

採水場所	検体区分	検体数	備考
① A系送風機用冷却塔	冷却塔水	3/年	
② B系送風機用冷却塔	冷却塔水	3/年	
③ 第三ポンプ施設自家発用冷却塔	冷却塔水	3/年	

(2) 山下ポンプ場 中区山下町279番地

採水場所	検体区分	検体数	備考
④ 山下ポンプ場減圧水槽	冷却塔水	3/年	

(検査時期)

第3条 検査時期は菌数の変動を把握できる適切な時期とするが、うち1回は夏期（7月～8月）の間に実施すること。

(本市への貸与品)

第4条 検査対象水の採取にあたり、検査対象検体相当数の滅菌済保存容器を委託者に事前に貸与するものとする。

(注意事項)

第5条 本業務委託の実施における注意事項は、次のとおりである。

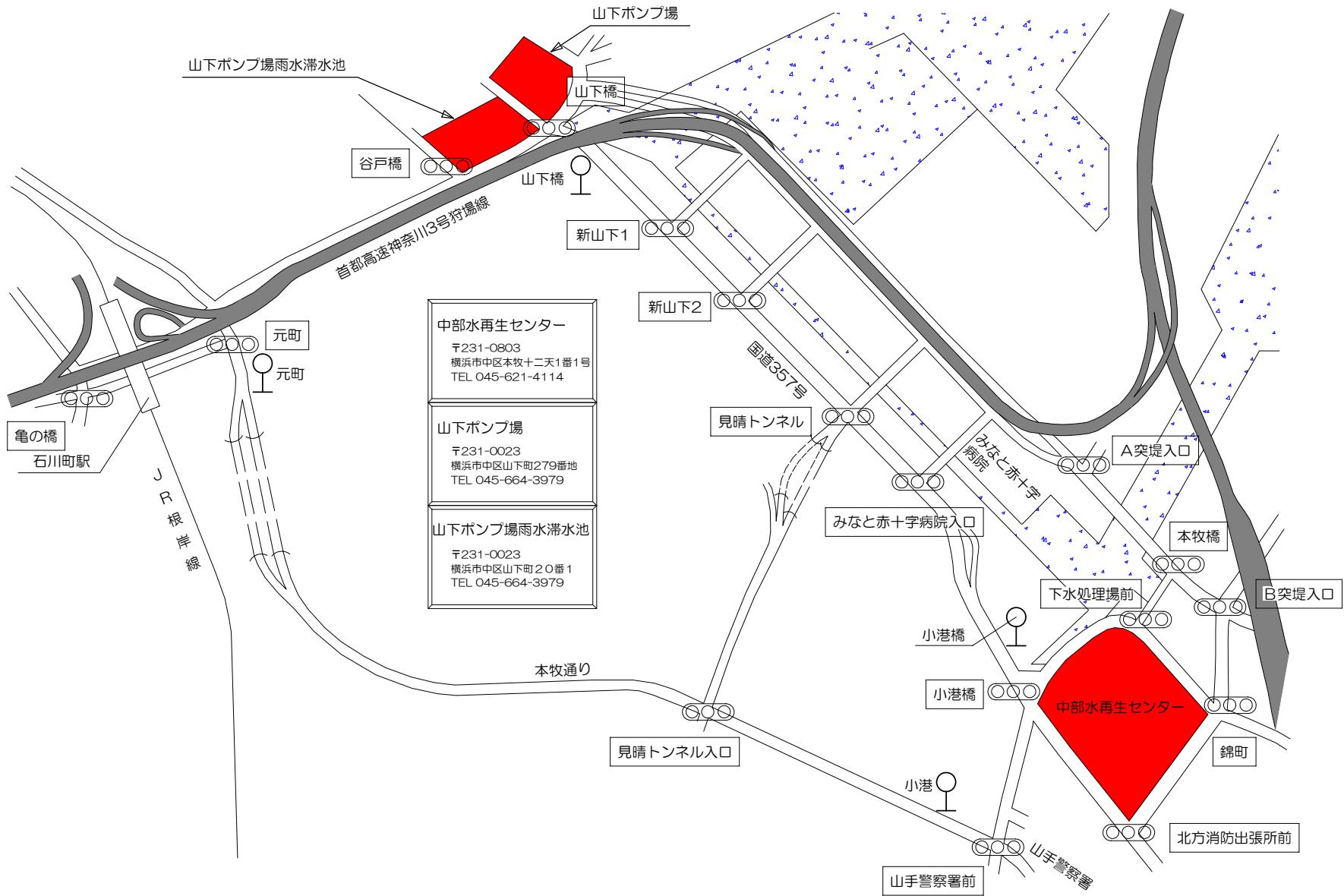
- (1) 検査対象水の回収作業時には、検査対象水保存容器に保冷機能を有する容器に収納し、搬送温度6～18℃で運搬を行う。
- (2) 検査対象水の回収日程については、事前に打合せのうえ決定する。
- (3) その他、本市担当職員と十分打合せのうえ、業務を実施する。

(報告書の提出)

第6条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。

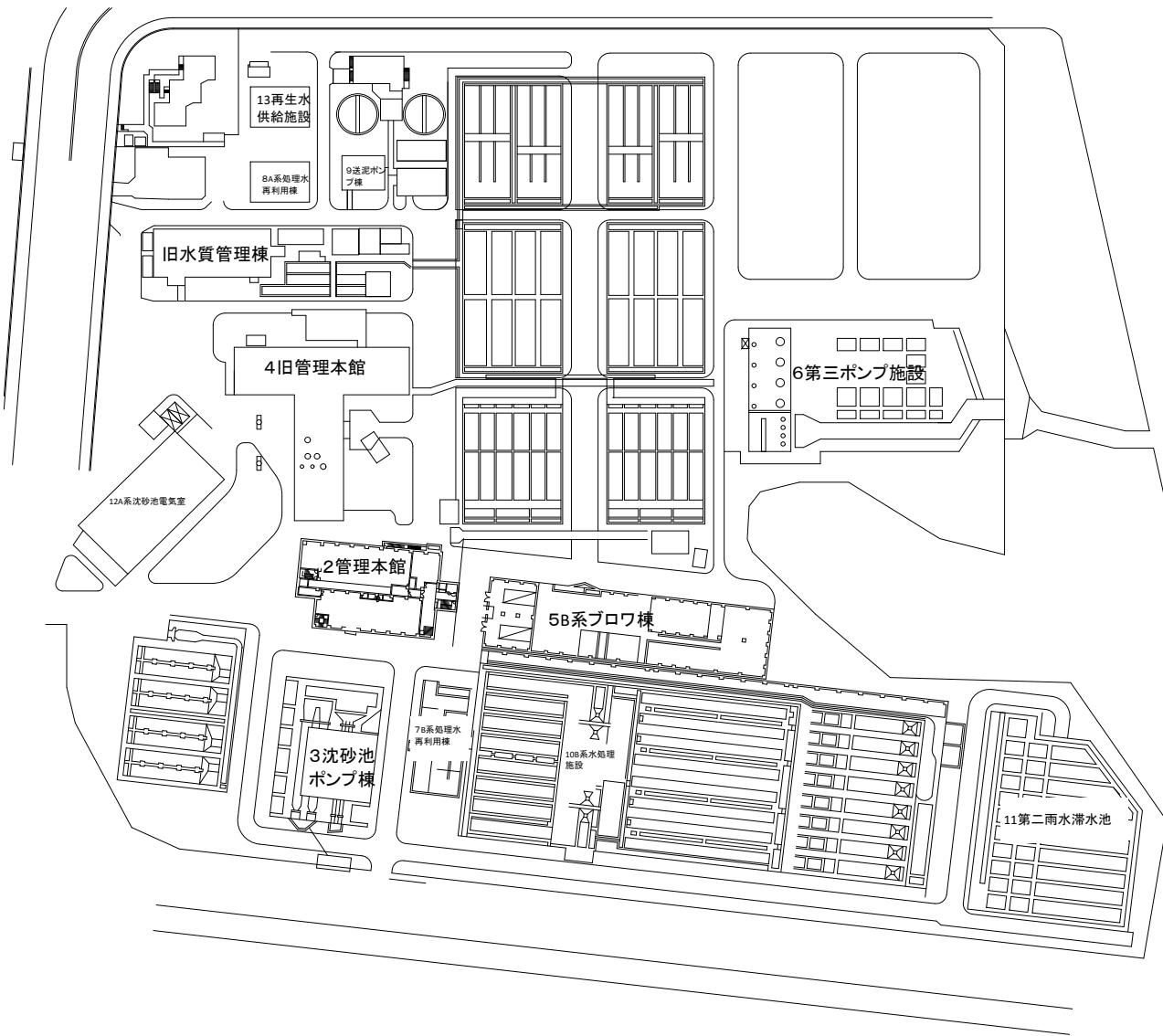
(完了検査)

第7条 業務共通仕様書 第8条のとおり。



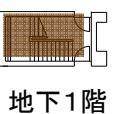
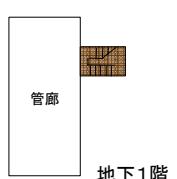
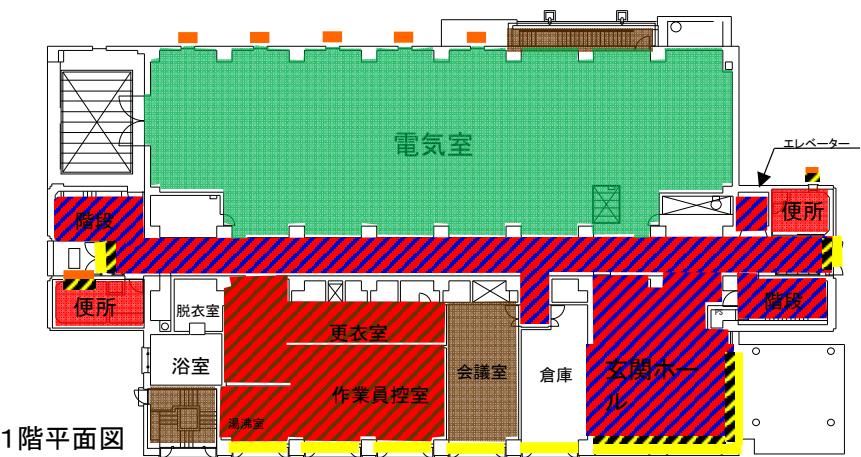
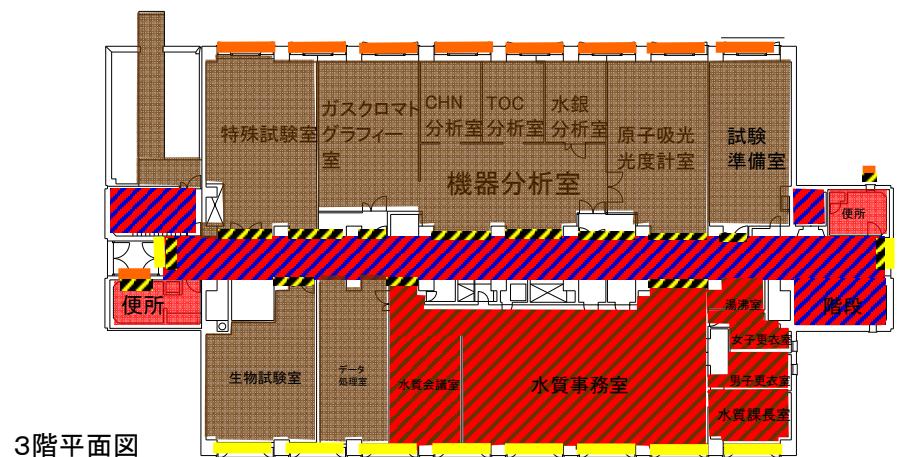
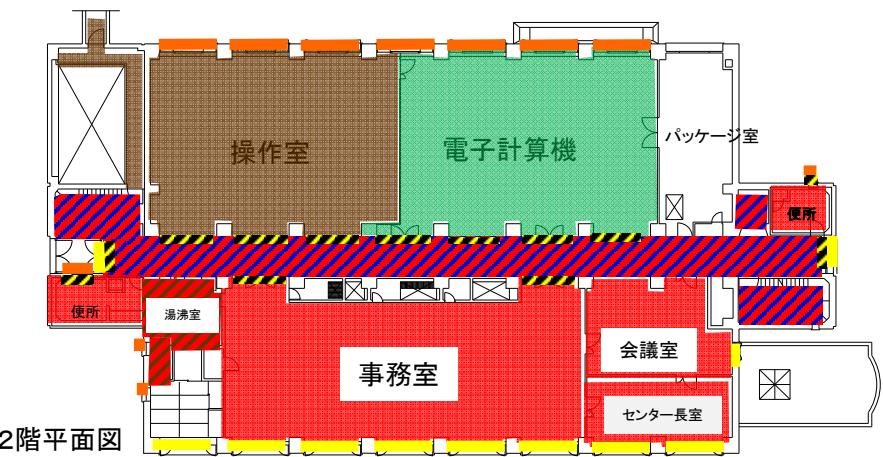
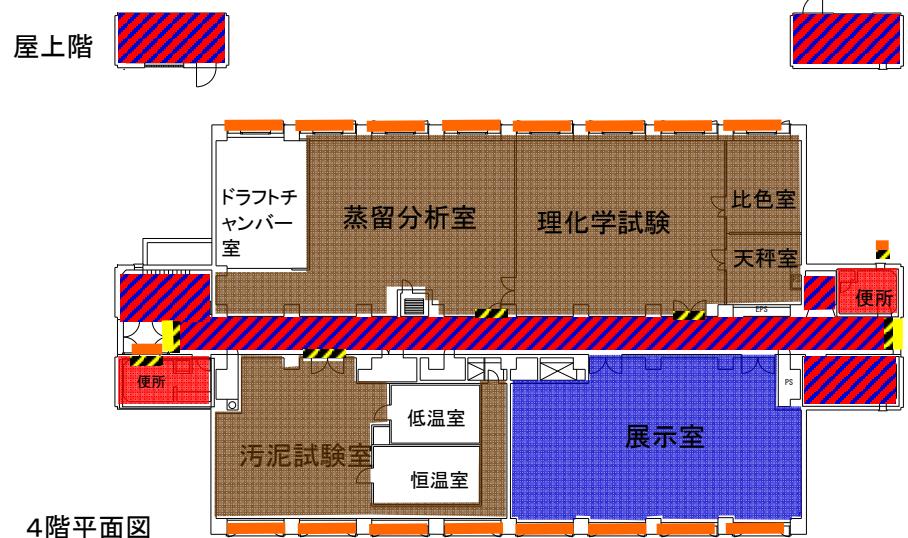
中部水再生センター・山下ポンプ場・山下ポンプ場雨水滞水池案内図

横浜市下水道河川局中部水再生センター

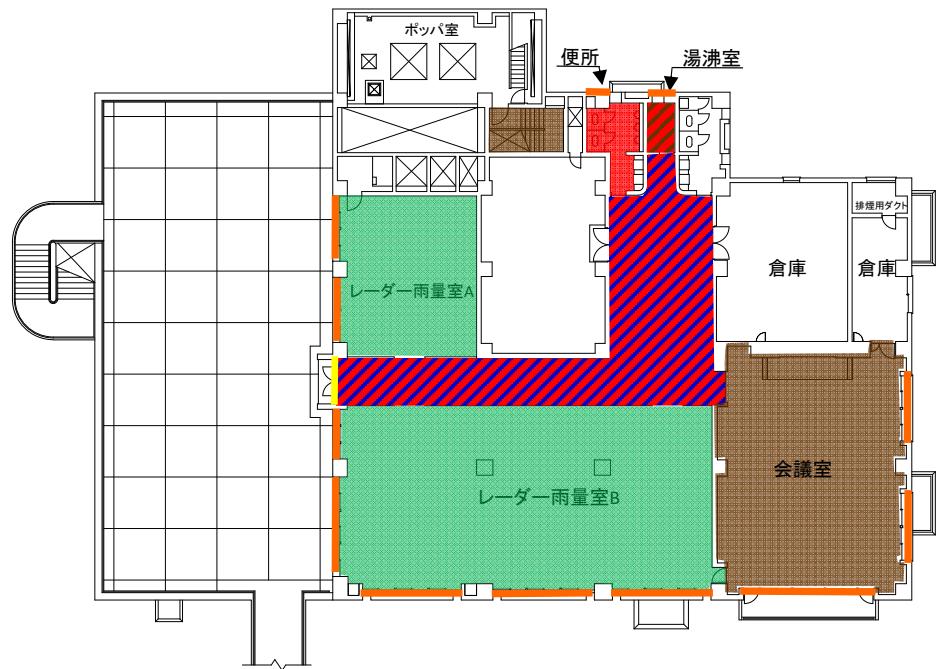


- 日常清掃
- 定期清掃1
- 定期清掃2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃1(外)
- 窓ガラス清掃2(外)
- 窓ガラス清掃1(内)
- 重複箇所(日常+定期1)
- 重複箇所(日常+定期2)

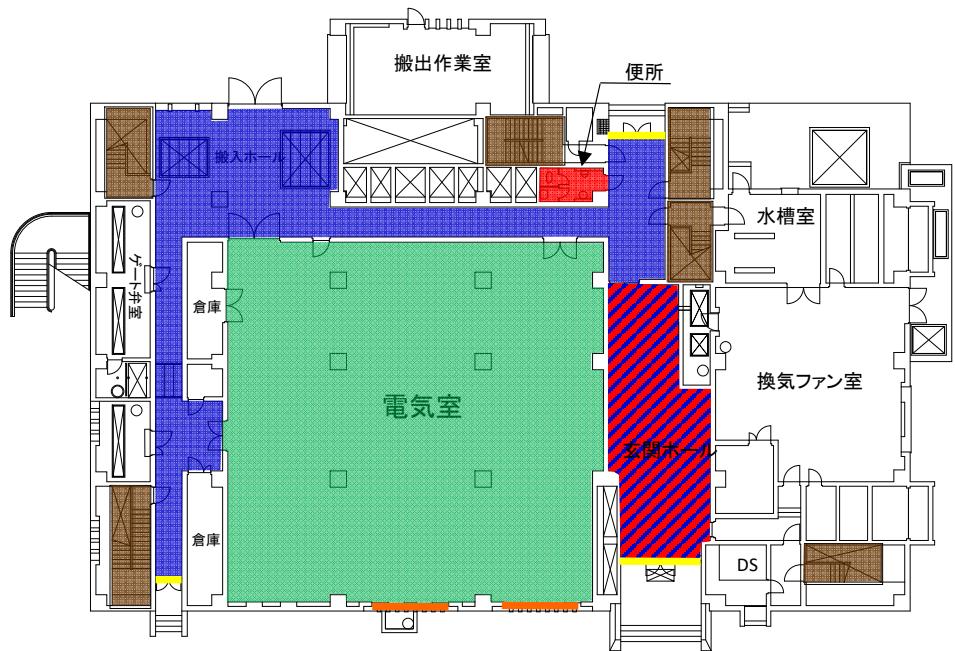
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】一般平面図	1/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】管理本館	2/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



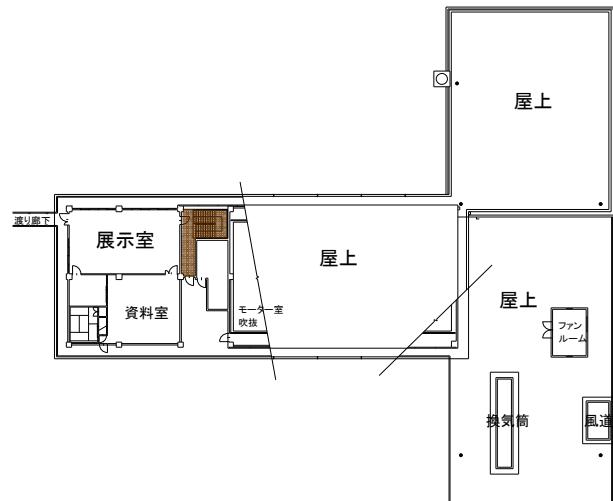
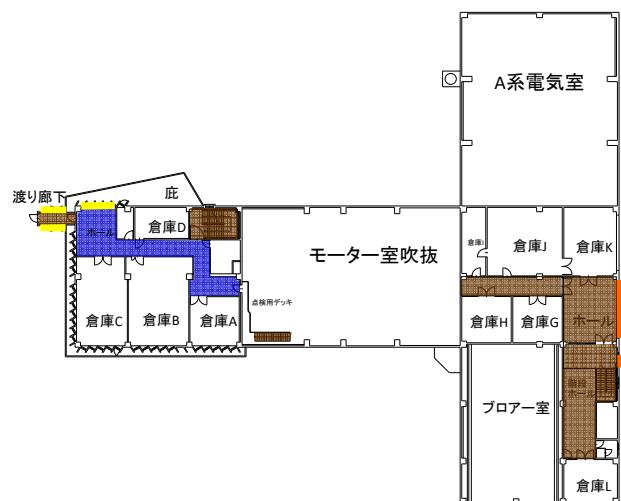
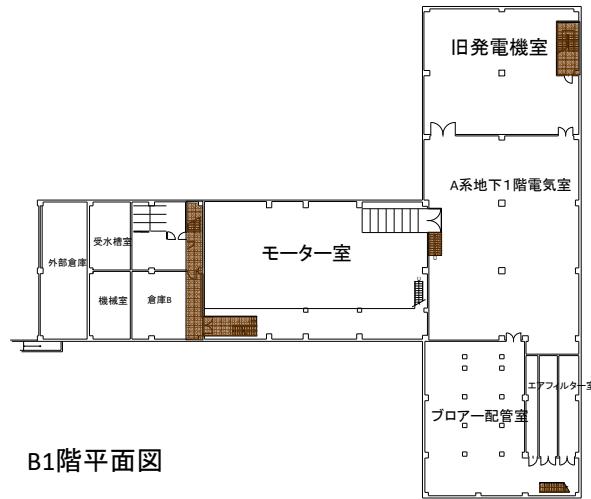
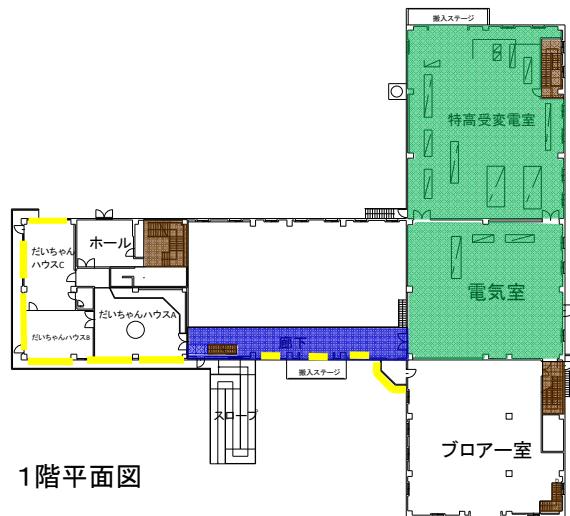
2階平面図



1階平面図

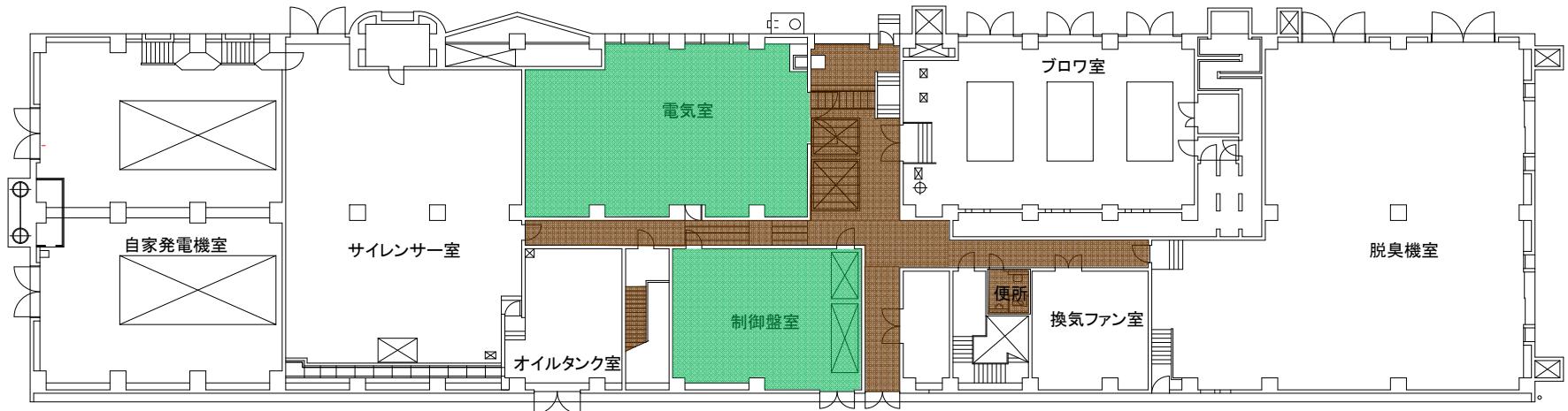
※各階段の清掃箇所は、B3～2Fの各表示階です。

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】沈砂池ポンプ棟	3/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

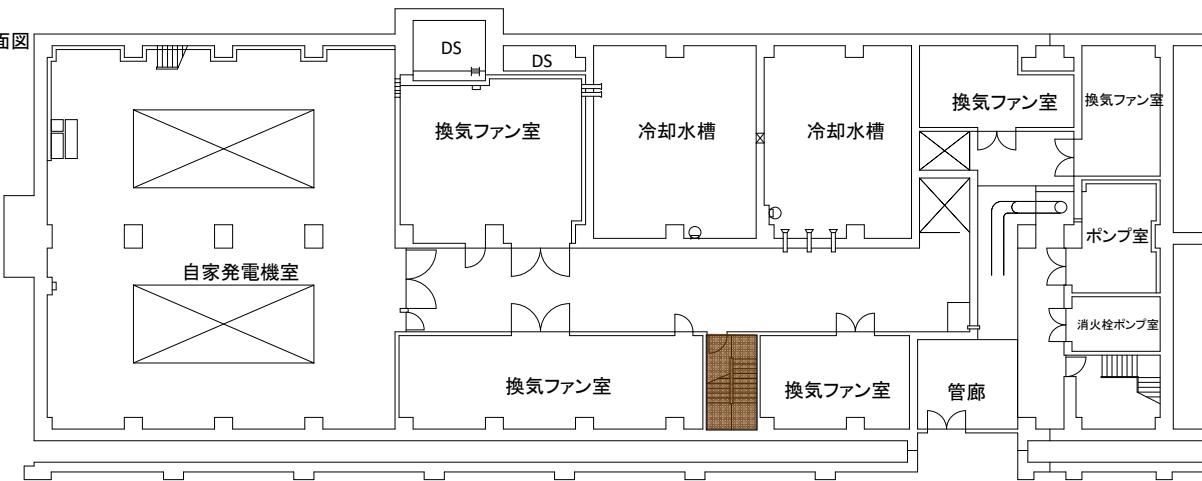


件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】旧管理本館	4/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

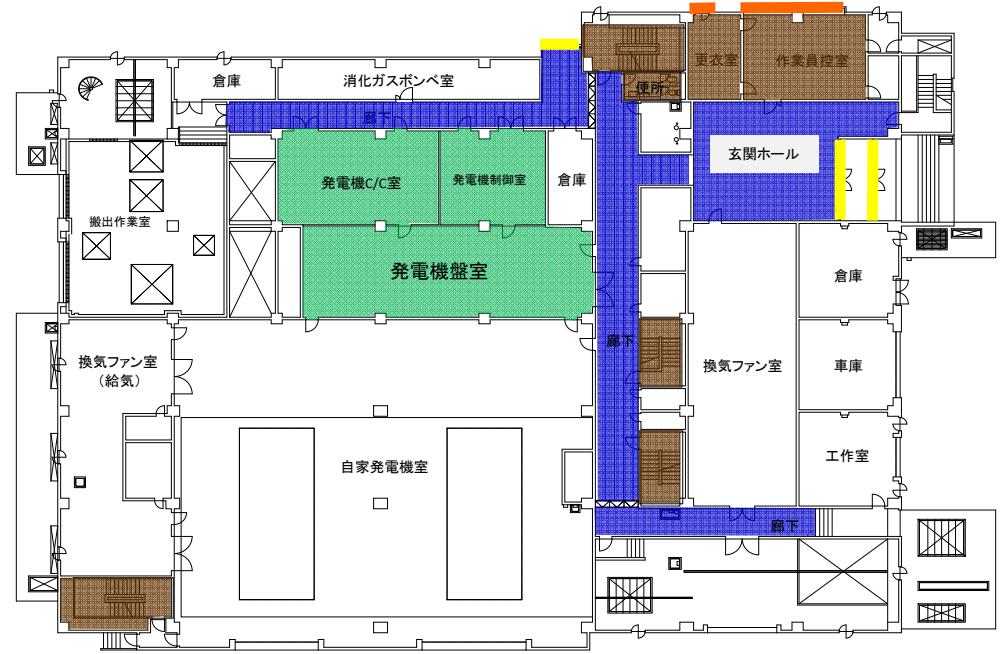
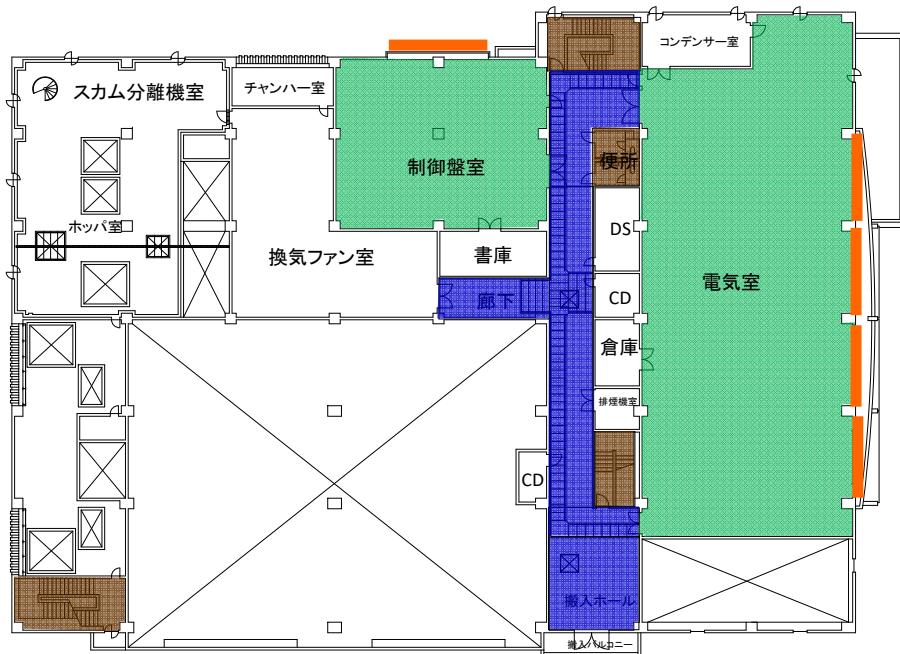
1階平面図



地下1階平面図



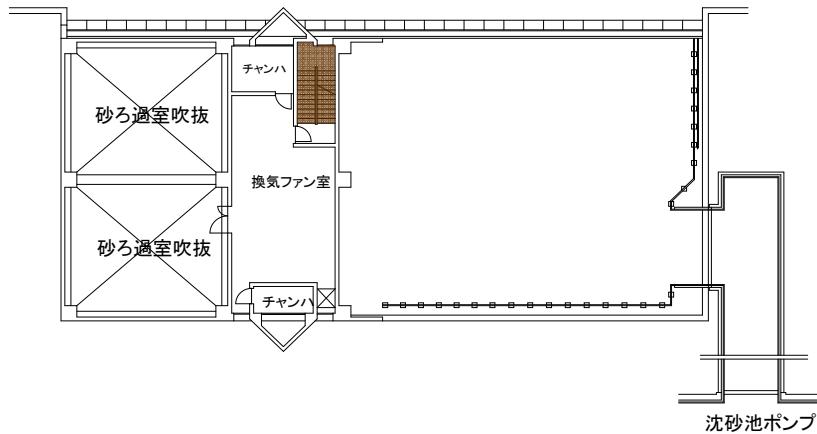
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】B系プロワ棟	5/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



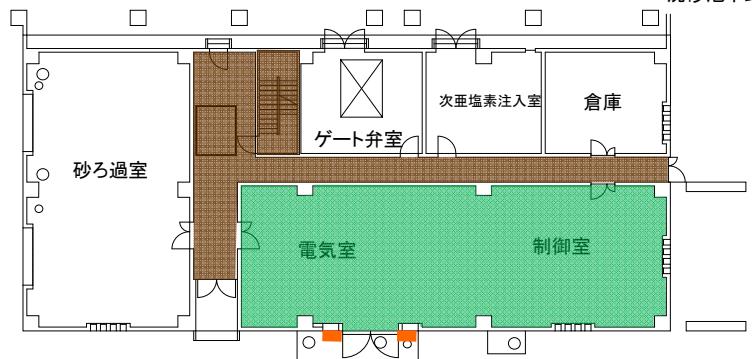
※各階段の清掃箇所は、B2～3Fの各表示回です。

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】第三ポンプ施設	6/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

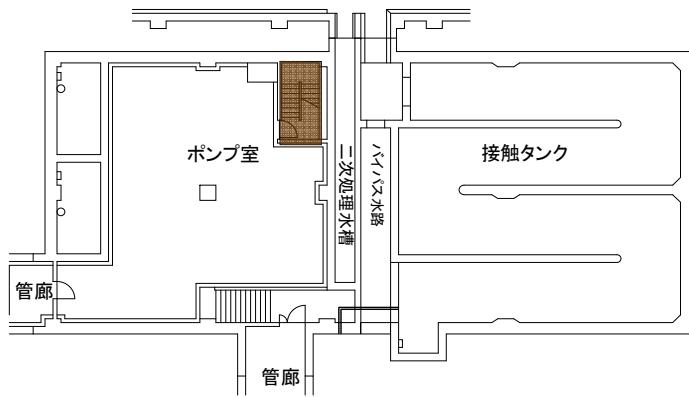
2階平面図



1階平面図



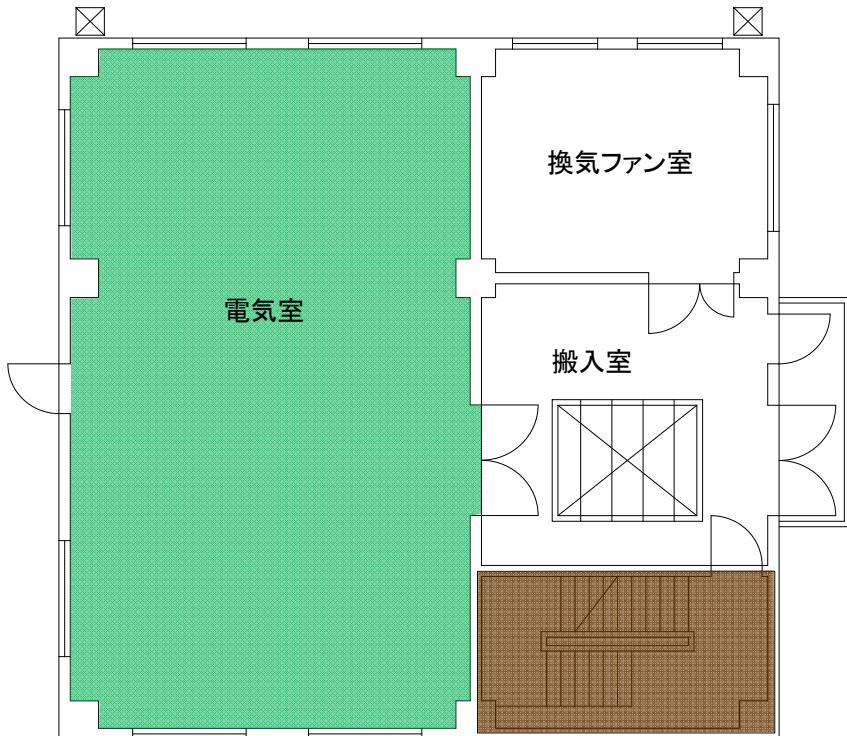
地下1階平面図



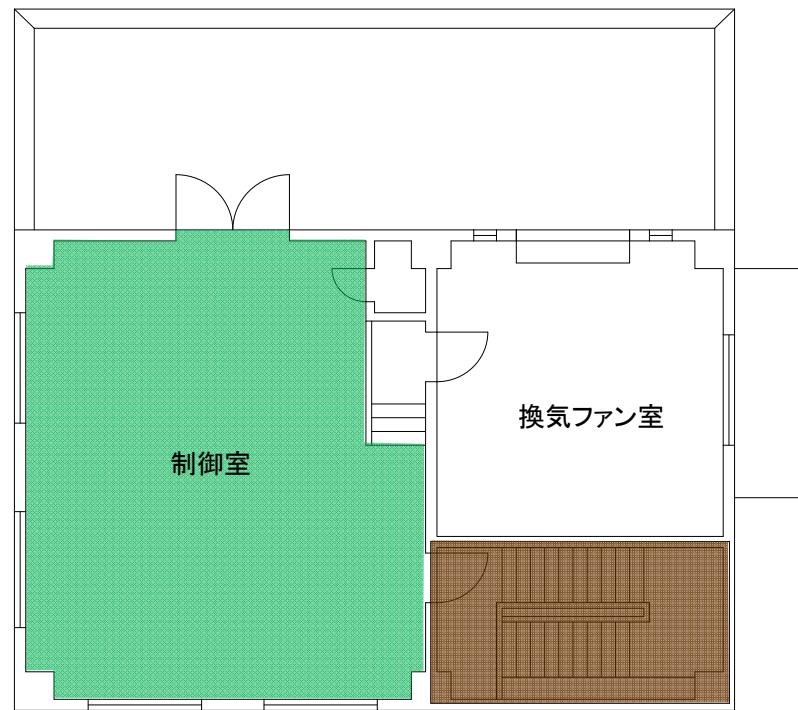
件名 中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託

図名 【庁舎清掃業務】B系処理水再利用棟 7/33

横浜市下水道河川局中部水再生センター

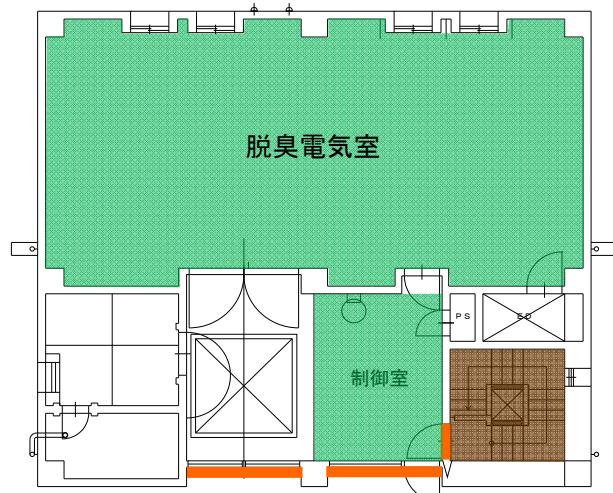


1階平面図

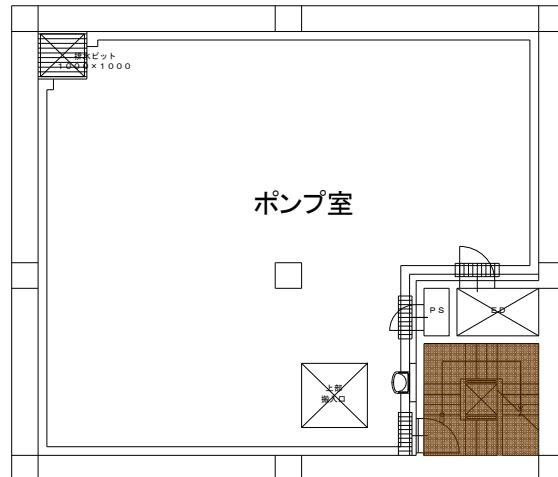


2階平面図

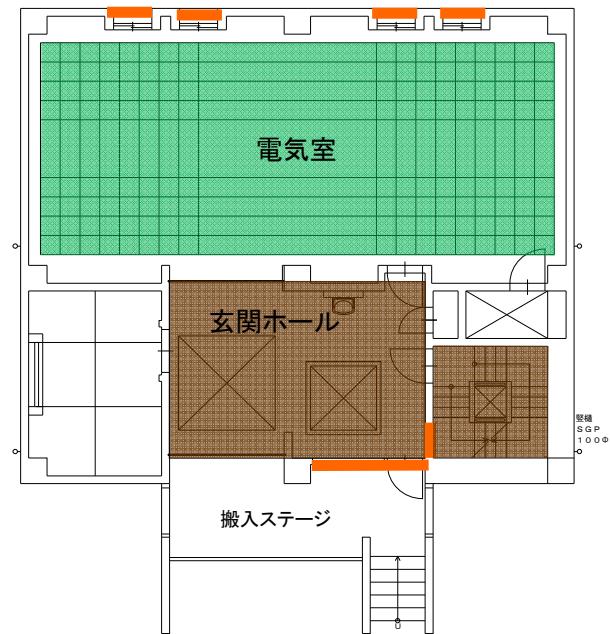
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】A系処理水再利用棟	8/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



2階平面図

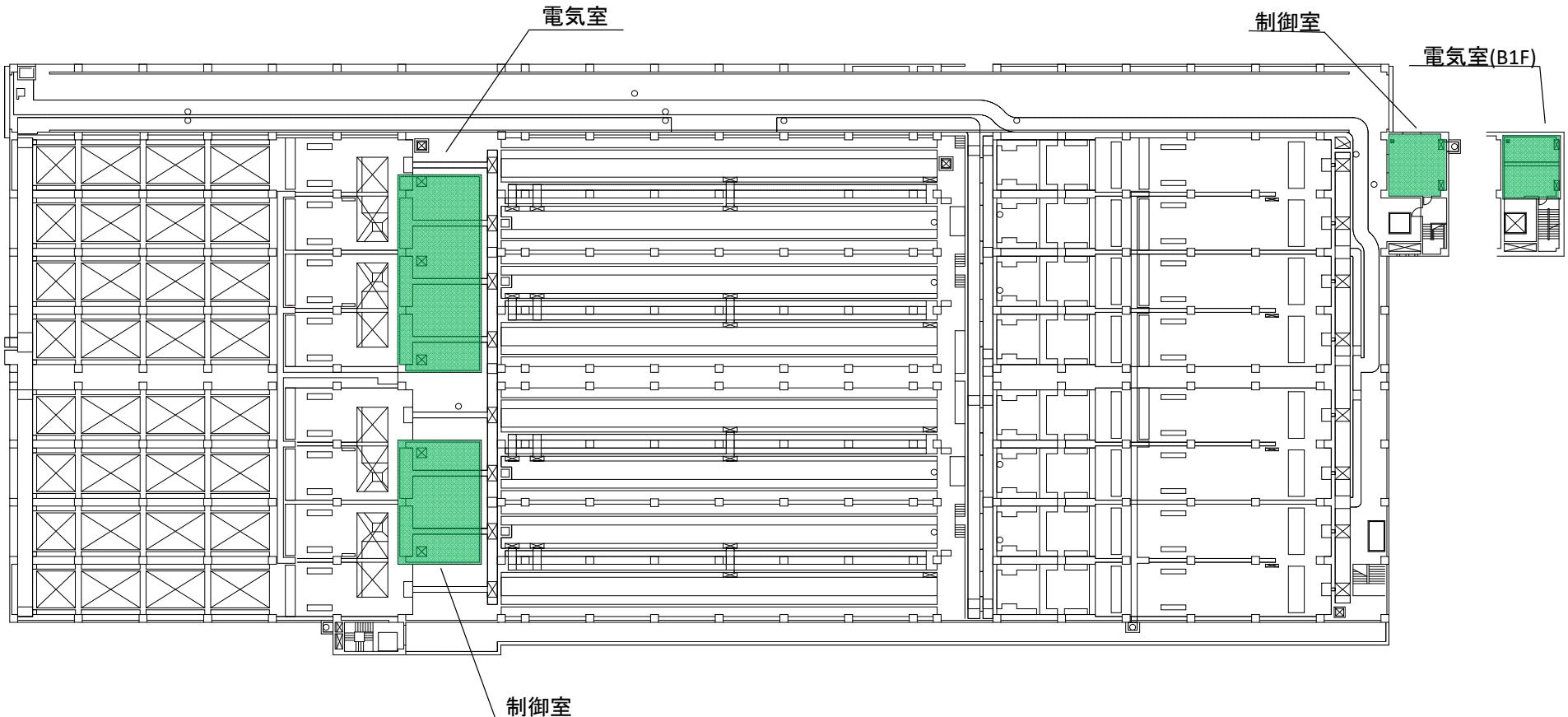


地下1階平面図



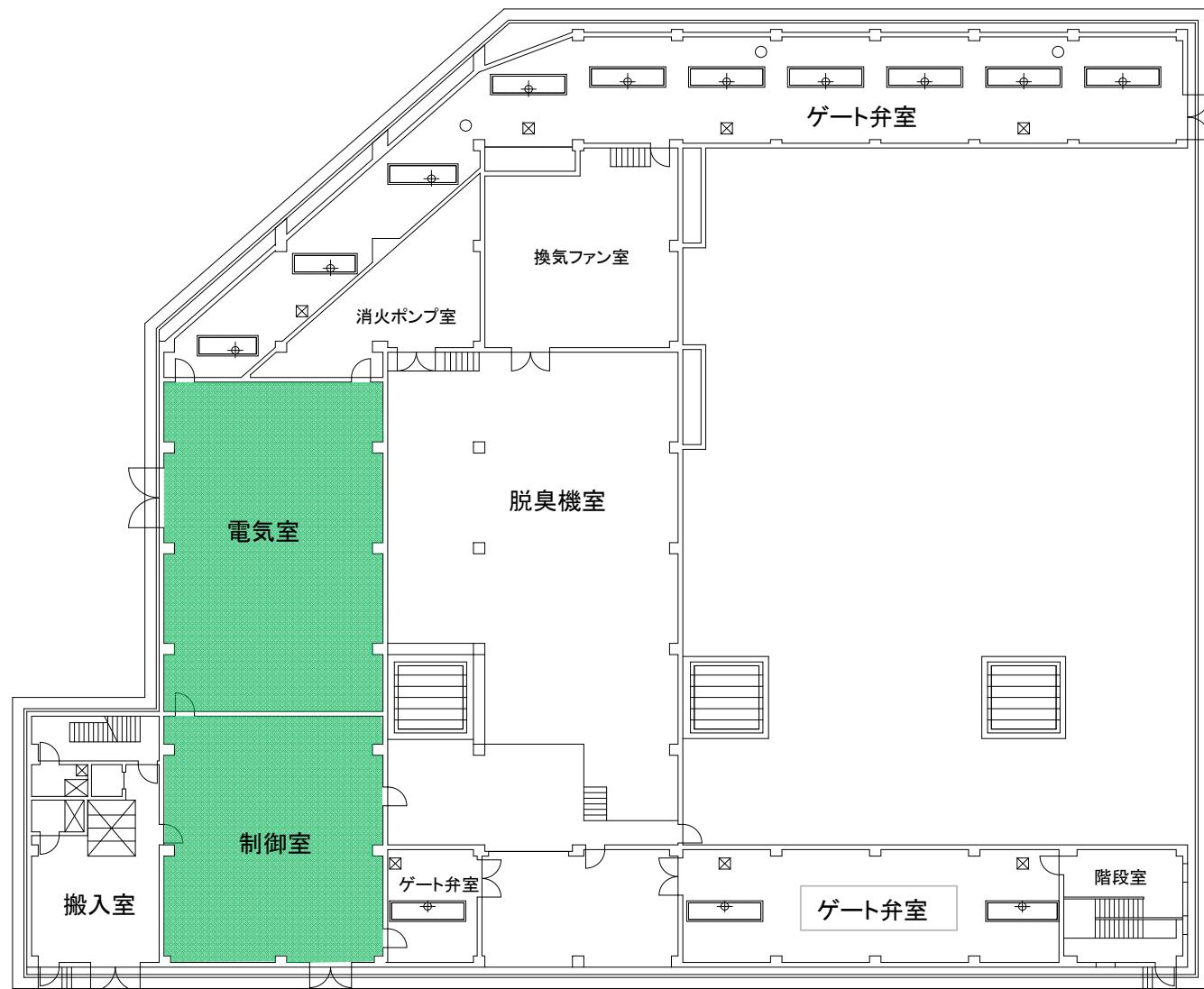
1階平面図

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】送泥ポンプ棟	9/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



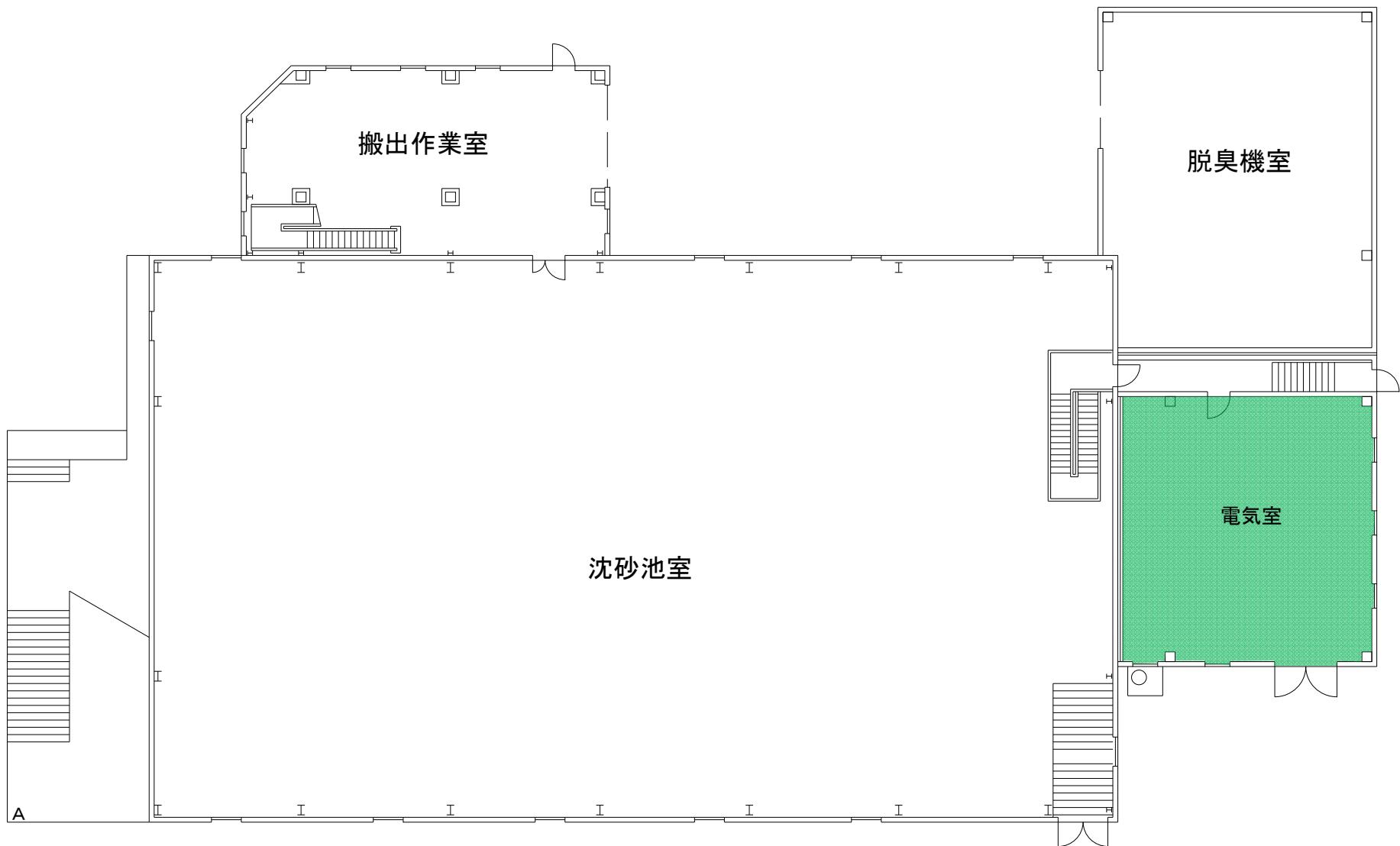
1階平面図

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】B系水処理施設	10/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

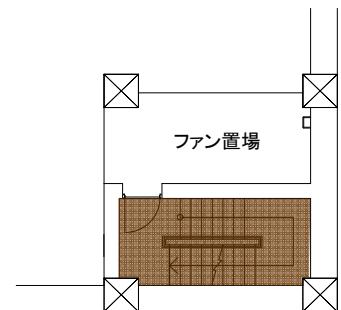
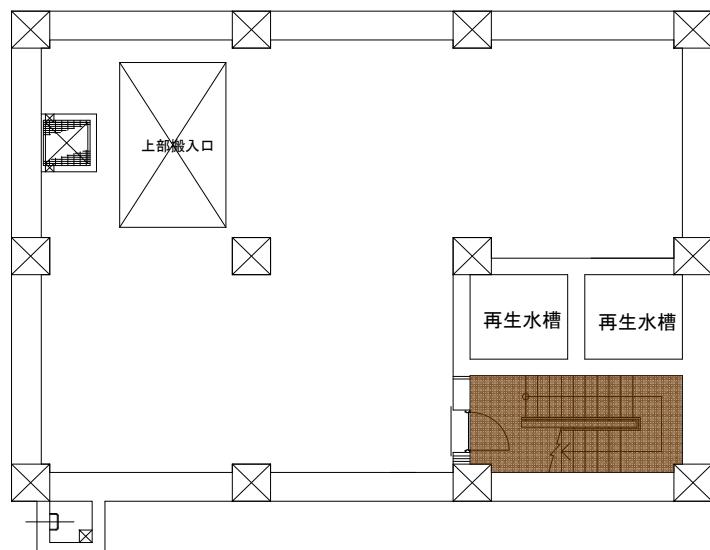
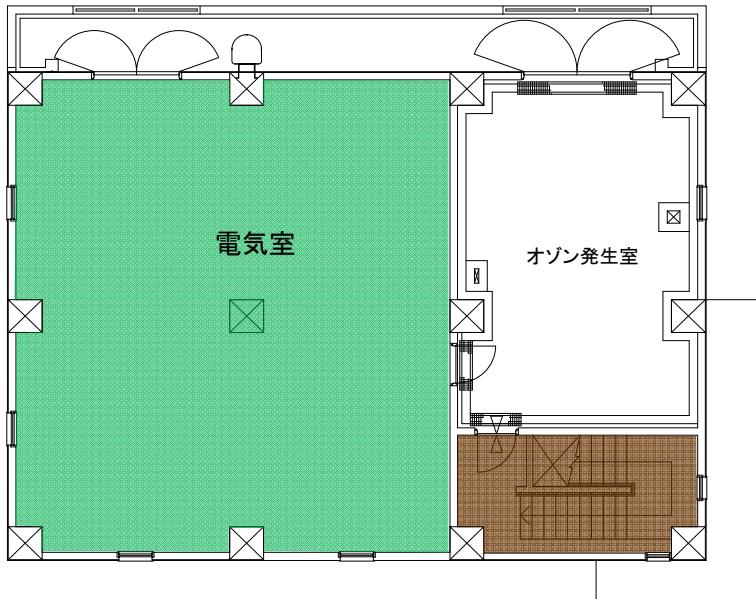
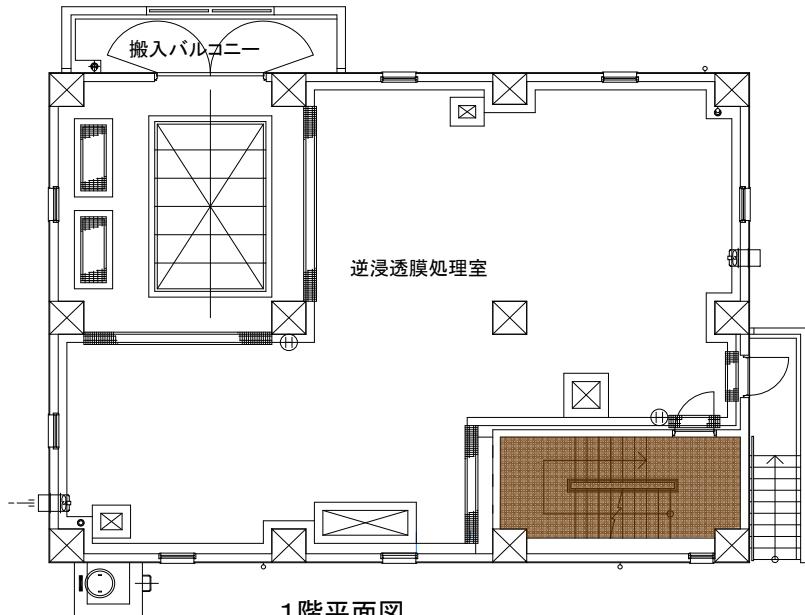


1階平面図

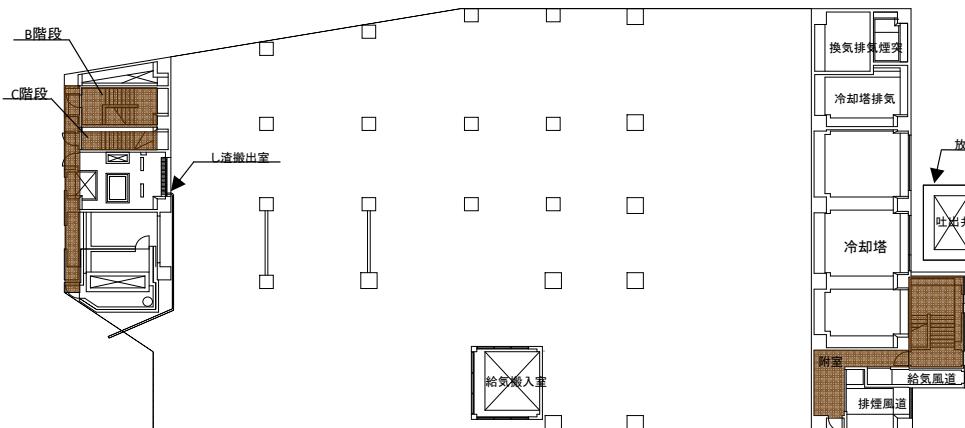
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】第二雨水滞水池	11/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



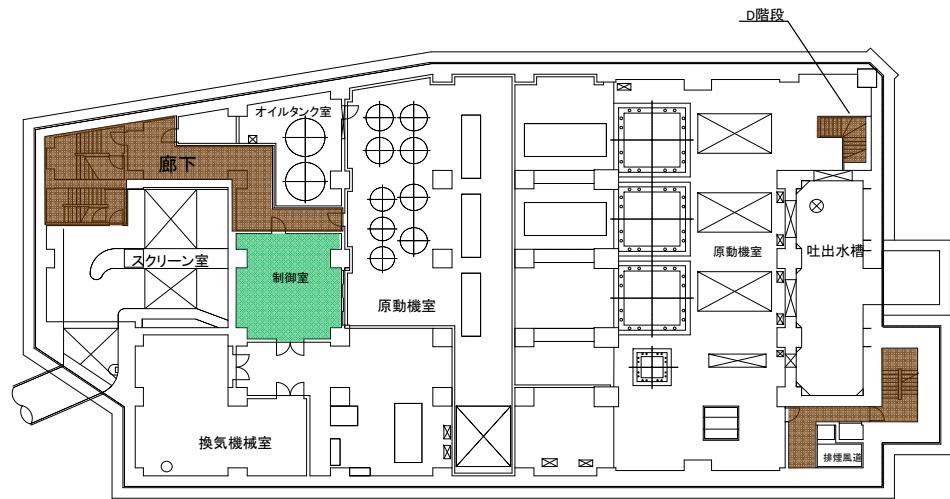
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】A系沈砂池電気室	12/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



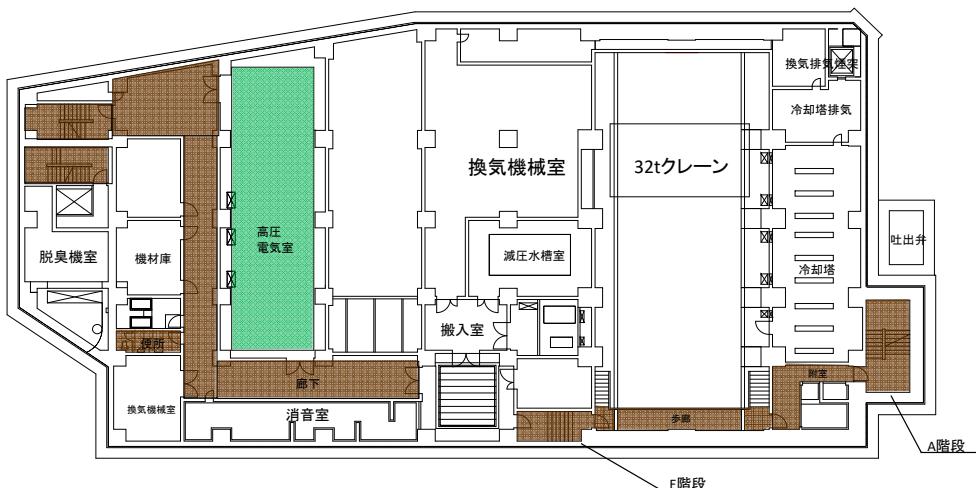
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】再生水供給施設	13/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



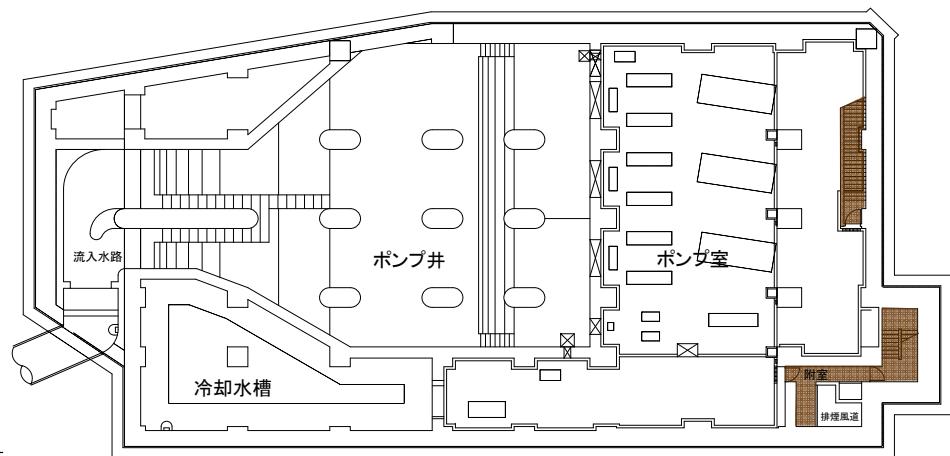
1階平面図



地下2階平面図

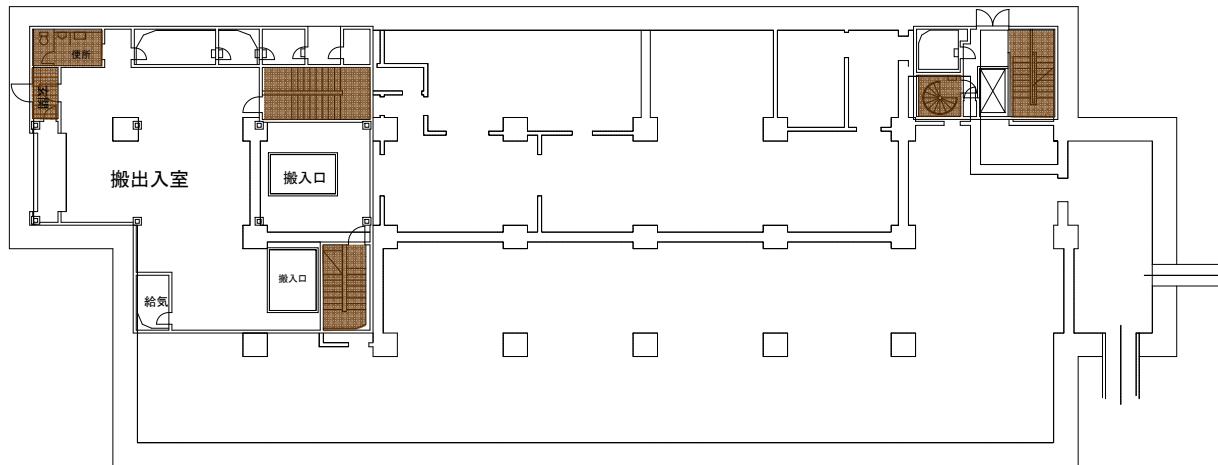


地下1階平面図

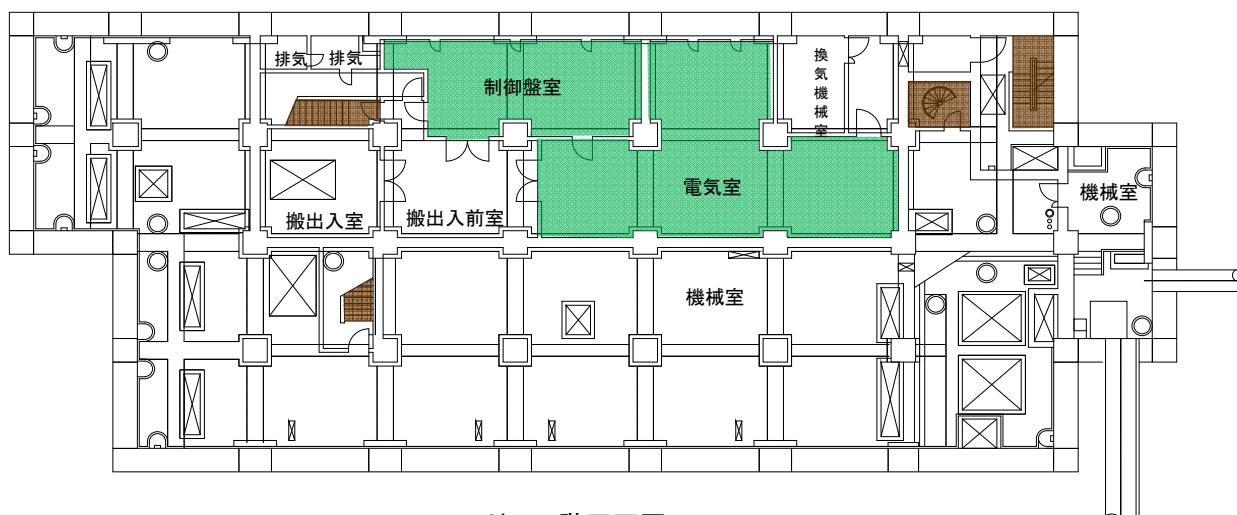


地下3階平面図

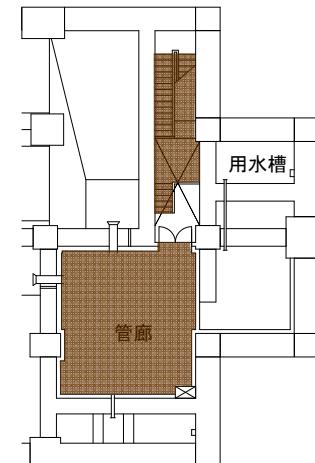
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】山下ポンプ場	14/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



1階平面図

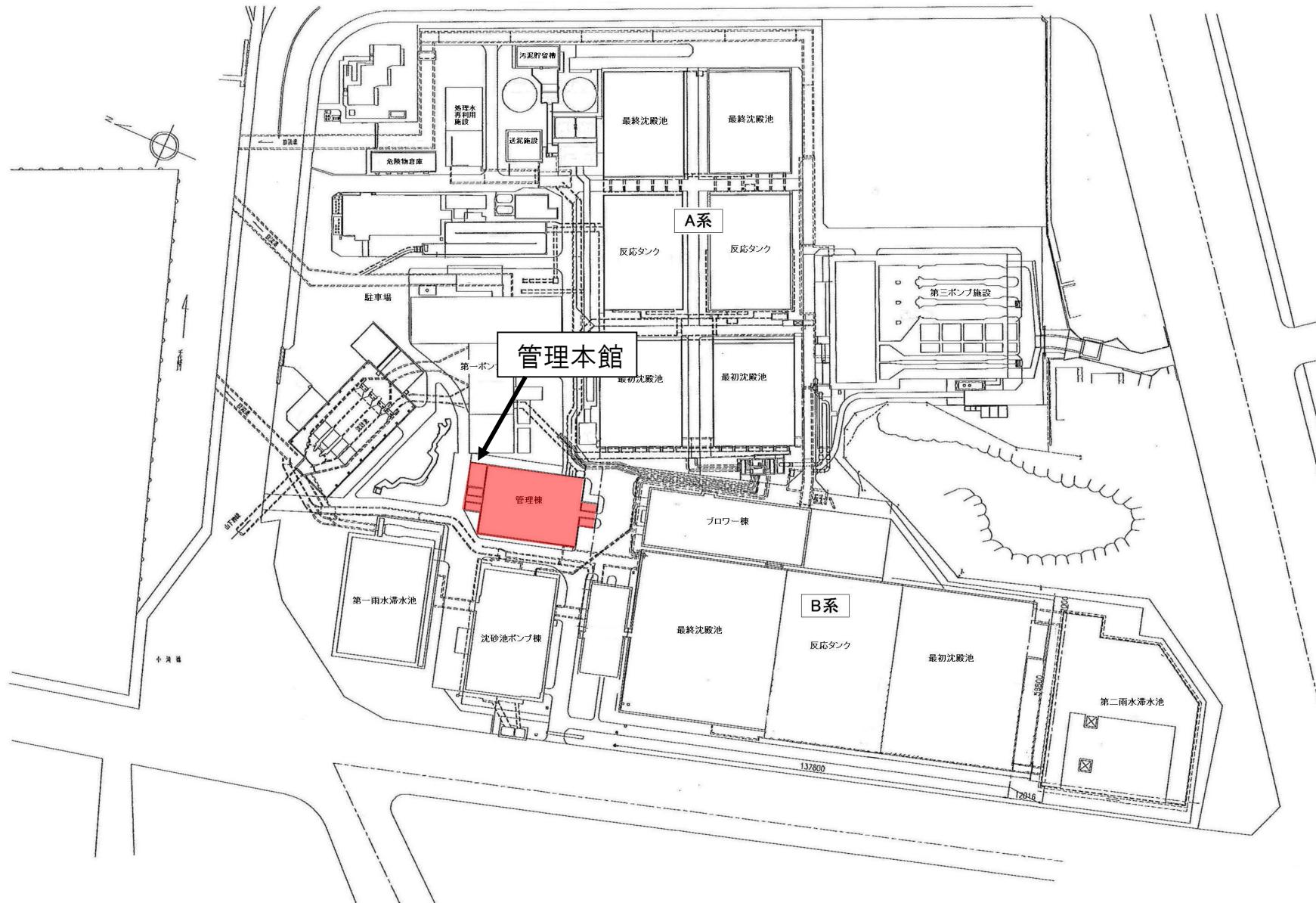


地下1階平面図



地下2階平面図

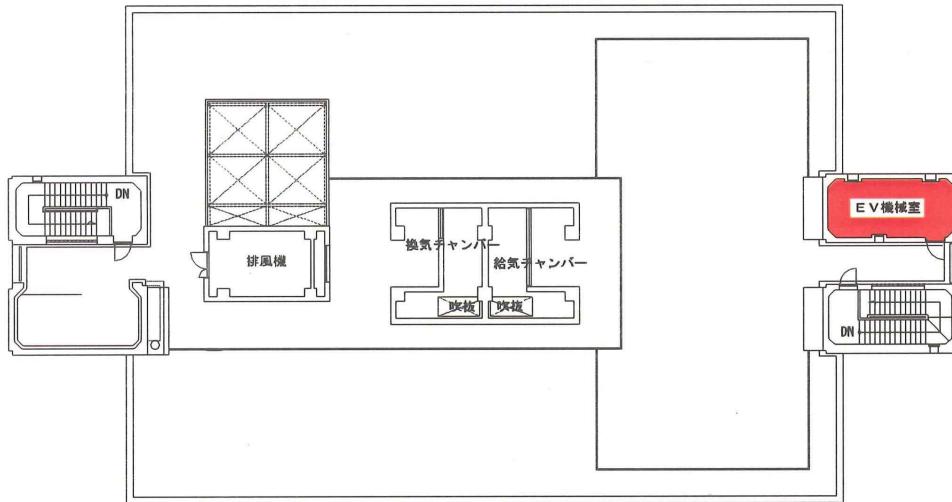
件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】山下ポンプ場雨水滞水池	15/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



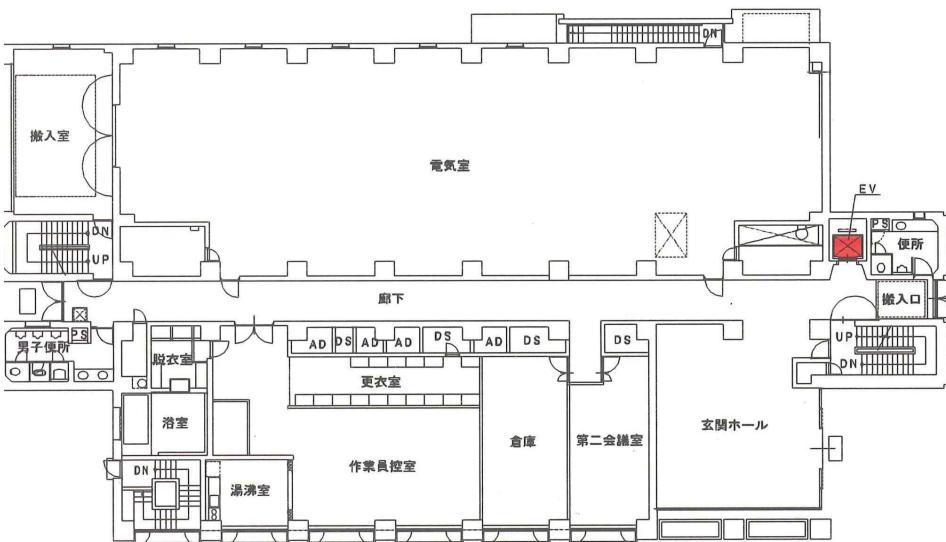
1

着色部は本委託履行範囲を示す

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【エレベータ設備保守点検業務】一般平面図	図番	16/33
横浜市下水道河川局部水再生センター			



屋上平面図

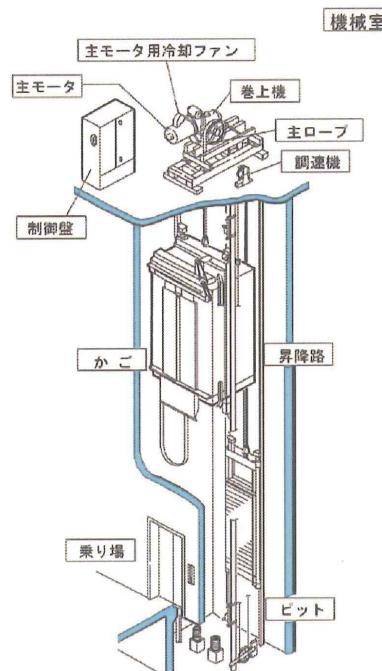


1階平面図

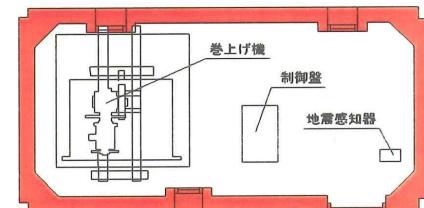
■ 着色部は本委託履行範囲を示す

用途	乗用
制御方式	交流帰還制御 AC200V 3相 50Hz
定員・積載量	9名 600kg
停止箇所	5箇所 B 1～4階
製造メーカー	株式会社日立製作所 昭和60年製

エレベータ仕様

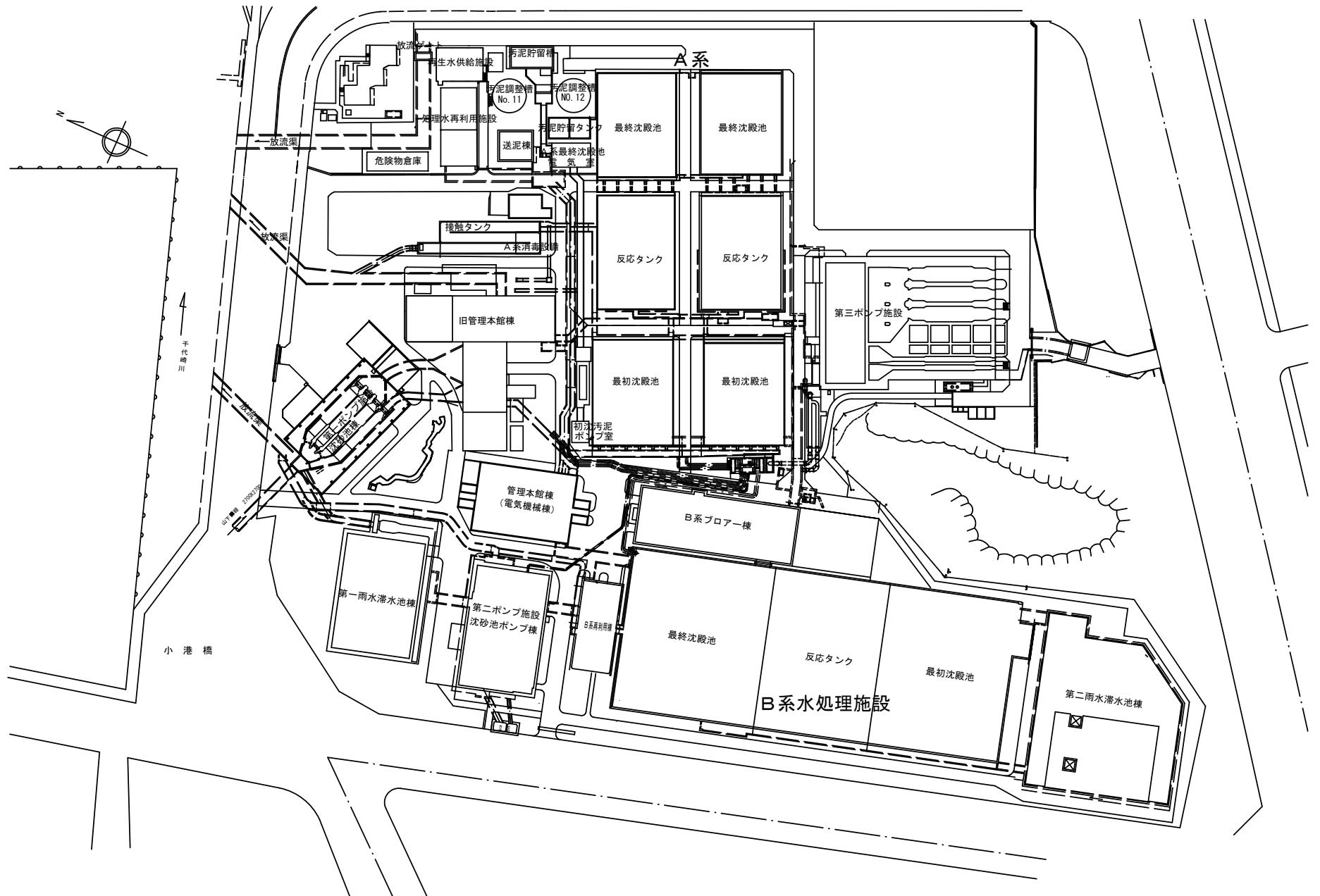


ロープ式エレベータ構造図



エレベータ機械室平面図

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【エレベータ設備保守点検業務】 管理本館1階・屋上平面、エレベータ設備詳細図	図番 17/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

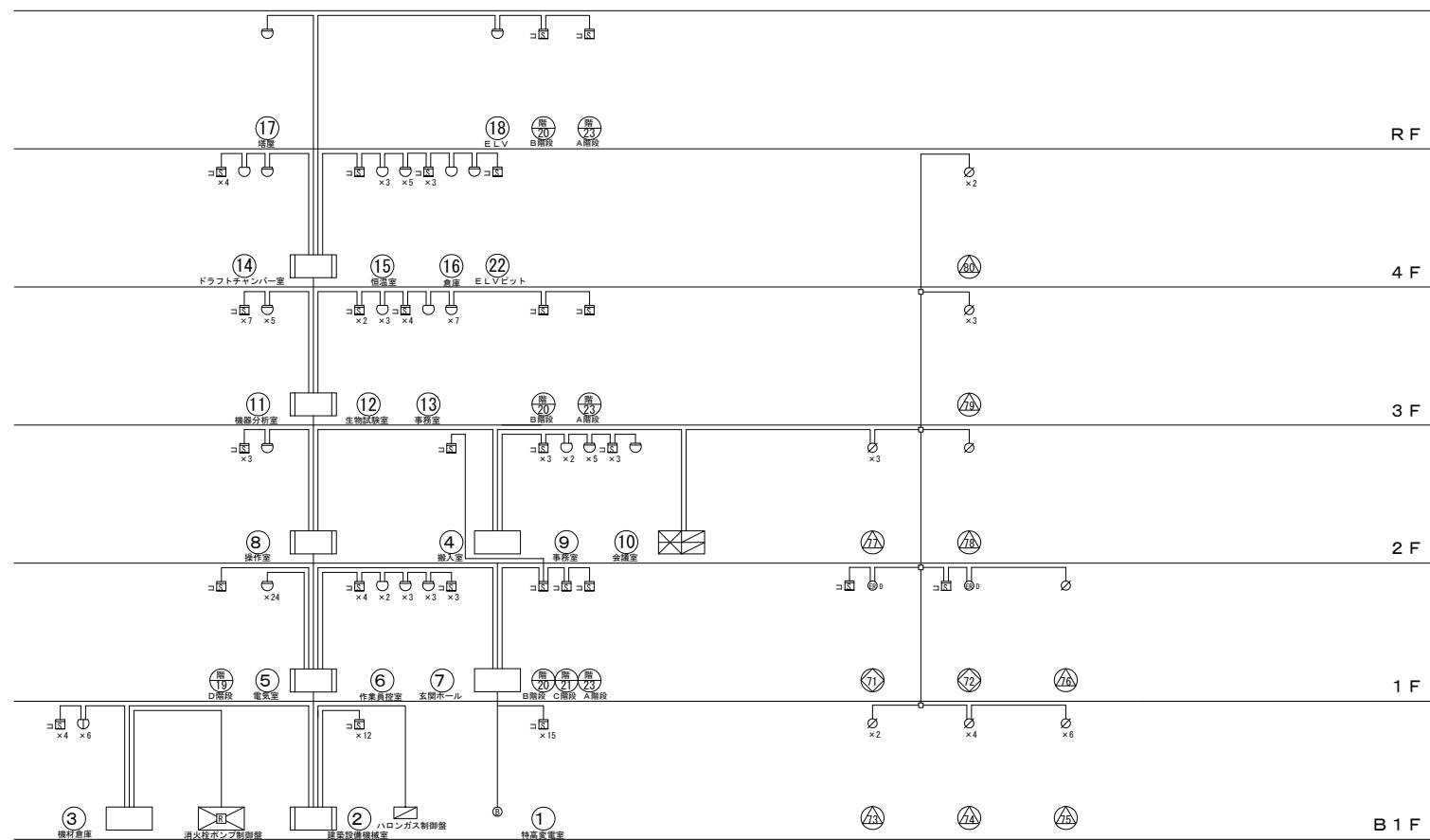


件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【防災設備保守点検業務委託】全体平面図
横浜市下水道河川局中部水再生センター	

凡例

記号	名 称	備 考
☒	受 信 機	
☒	連 動 制 御 器	防火ダンパ・防火戸用
☒	複 合 盤	
☒	消 火 案 制 御 盤	
☒	ハ ロ ン 制 御 盤	
☒	機 器 収 容 箱	消火栓内蔵型 ①②③ 収容
☒	機 器 収 容 箱	消火栓内蔵埋込型 ①②④ 収容
☒	機 器 収 容 箱	①②⑤ 収容
☒	光 電 式 煙 感 知 器	2種非蓄積型
☒	イ オ ン 式 煙 感 知 器	2種非蓄積型
☒	イ オ ン 式 煙 感 知 器	2種蓄積型
○	差 動 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	2種
①	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	1種防水型
○	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	
☒	差 動 式 分 布 型 検 出 器	
①	P 型 発 信 器	1級
○	表 示 灯	○は屋外用
②	火 災 警 告 ベ ル	DC24V 150φ
☒	移 報 器	消火栓始動用
○	煙 感 知 器	自動閉鎖装置専用
①	自 動 閉 鎖 装 置	①は防火扉 ②は防煙たれ壁
○	自 動 閉 鎖 装 置	壁取付ダンパ
○	自 動 閉 鎖 装 置	天井取付ダンパ
☒	連 動 中 繙 器	順次送り用

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務委託】火災報知設備等記号図	19/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		

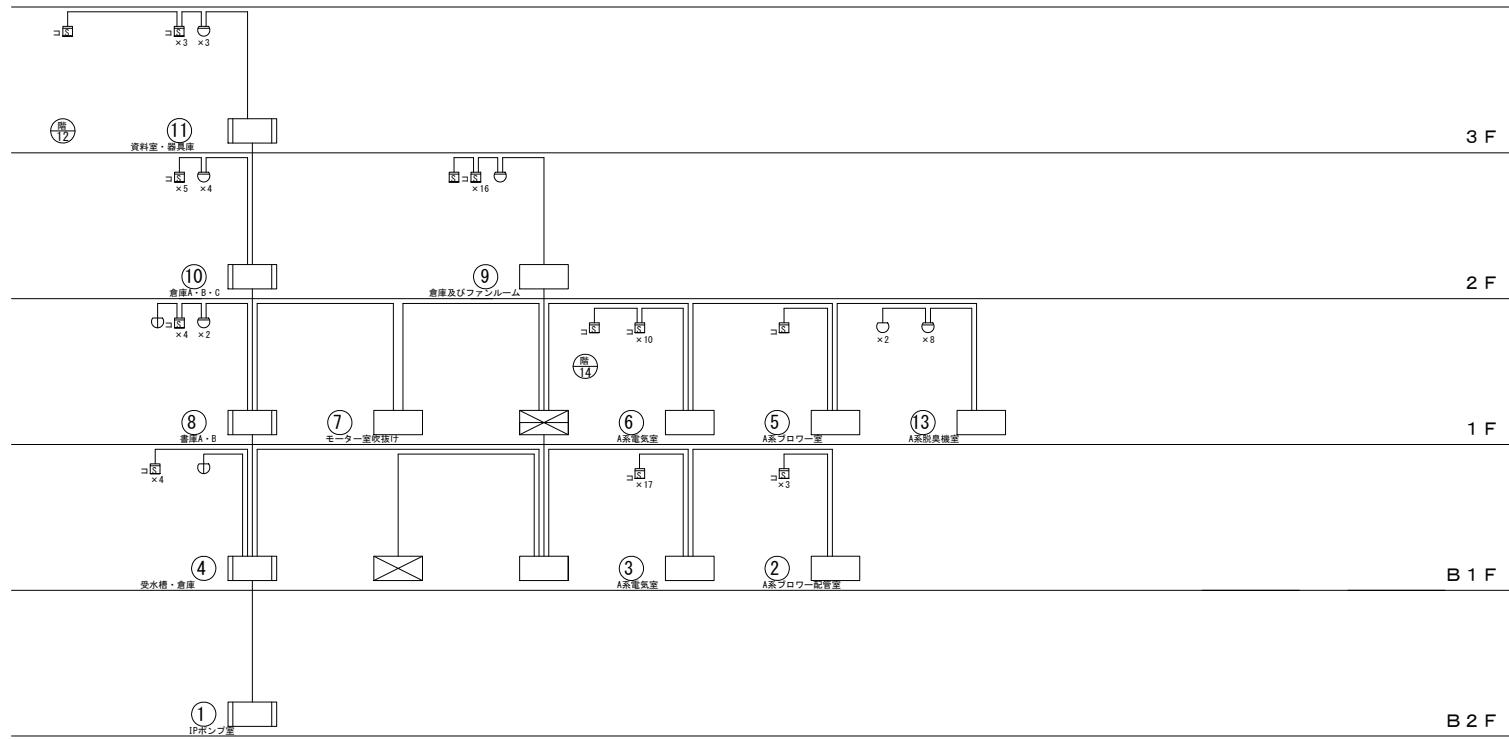


参考図面

防排煙（防火ダンパー）連動表

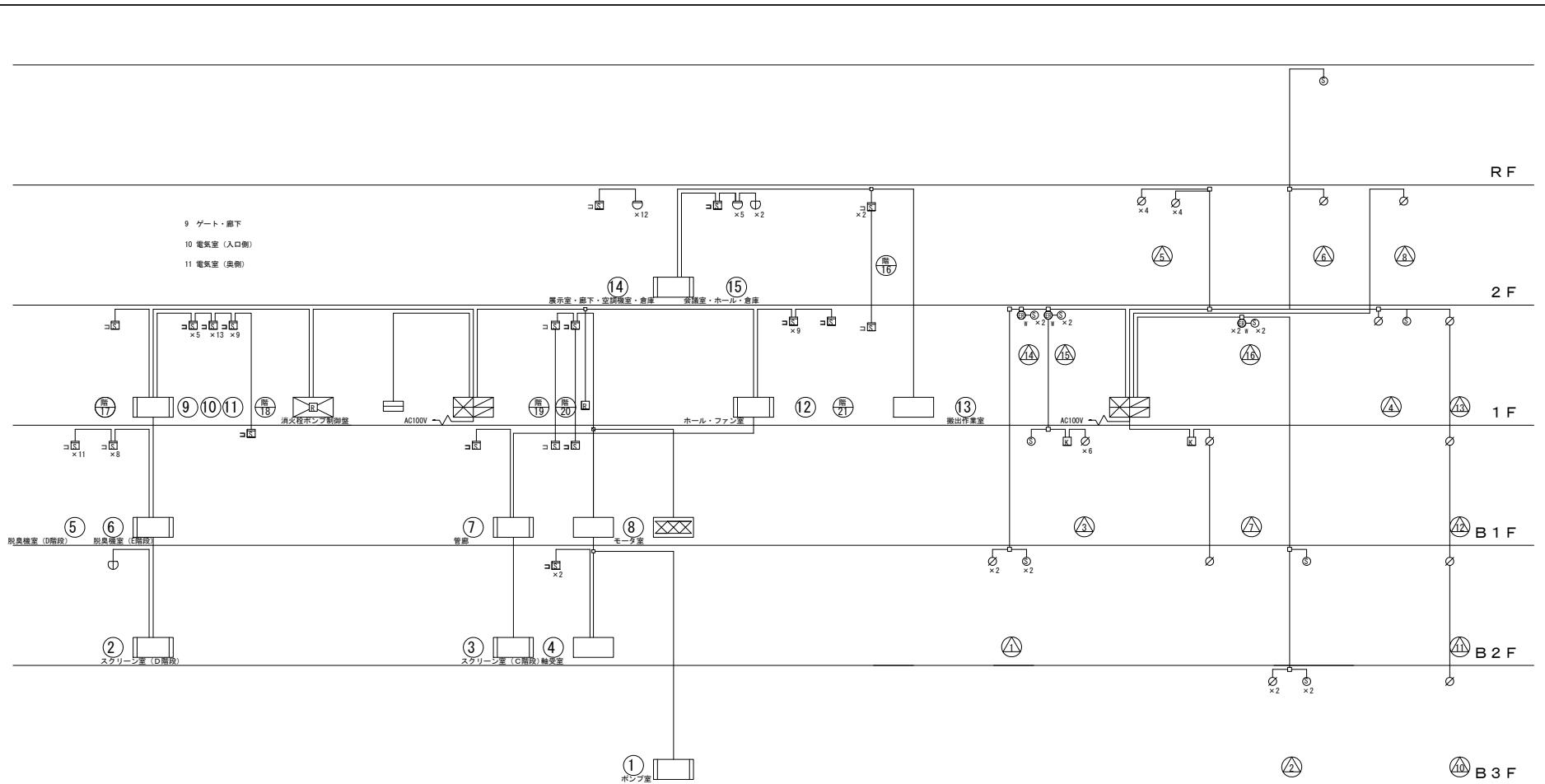
火報No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
防火ダンパーNo.	7 3				7 3	7 3	7 6	7 6	7 7	7 7	7 7	7 7	7 9	7 9		
	7 4				7 4	7 4	7 7	7 7	7 8	7 8	7 8	7 8	8 0			
	7 5				7 5	7 5	7 8	7 8	7 9	7 9	7 9	7 9		8 0		

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	20/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】管理本館棟火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



参考図面

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	21/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 旧管理本館棟火災報知設備系統図	縮尺	――

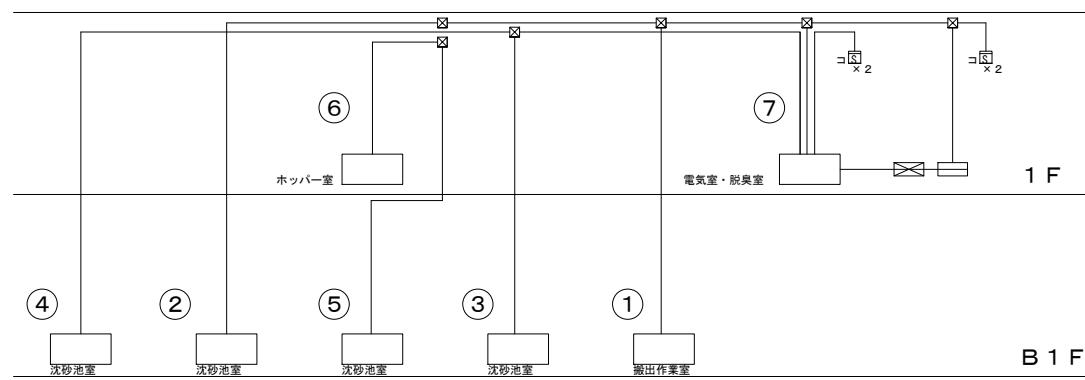


参考図面

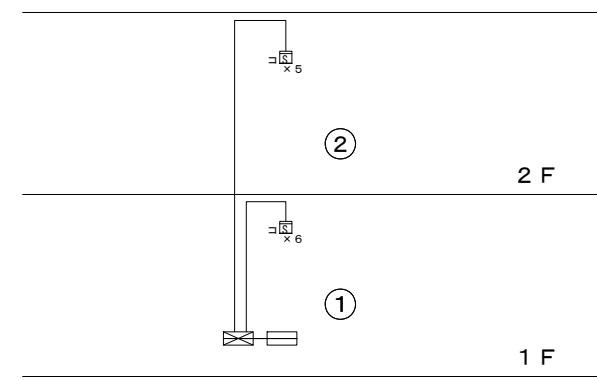
防排煙（防火ダンパー）連動表

火報No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	21
	2	1	1		3	3	9		1 4			1 6	4	5	8	1 0	
防火ダンパーNo.					7	7			1 5					6		1 1	1 2

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	22/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 第二ポンプ施設沈砂池ポンプ棟火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



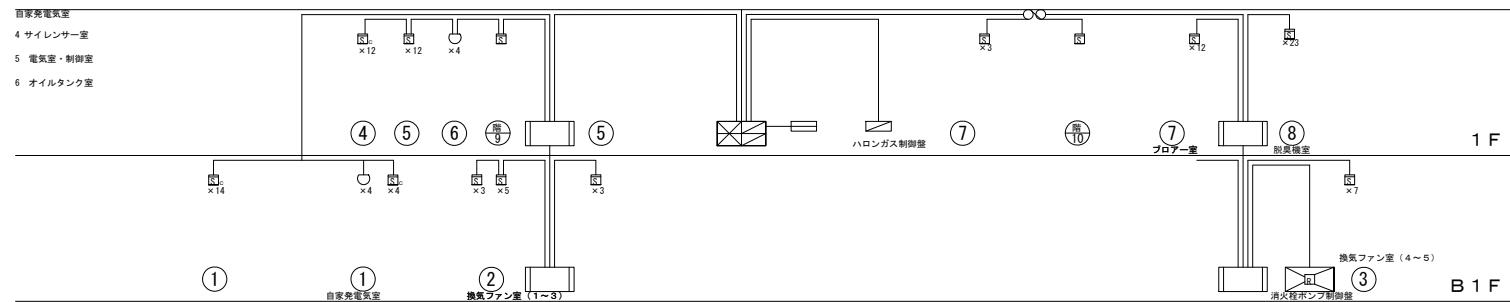
第一ポンプ施設沈砂池棟



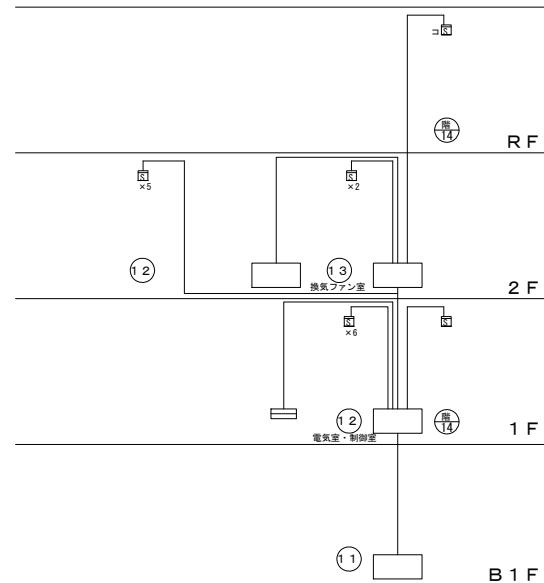
送泥棟

参考図面

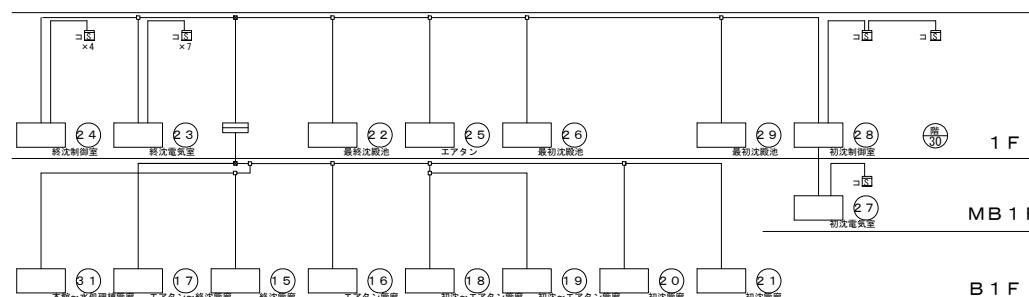
件名	中部水再生センター等庁 舎総合管理業務委託	図番	23/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 第一ポンプ施設沈砂池棟・送泥棟火災報 知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



B系プロワー棟



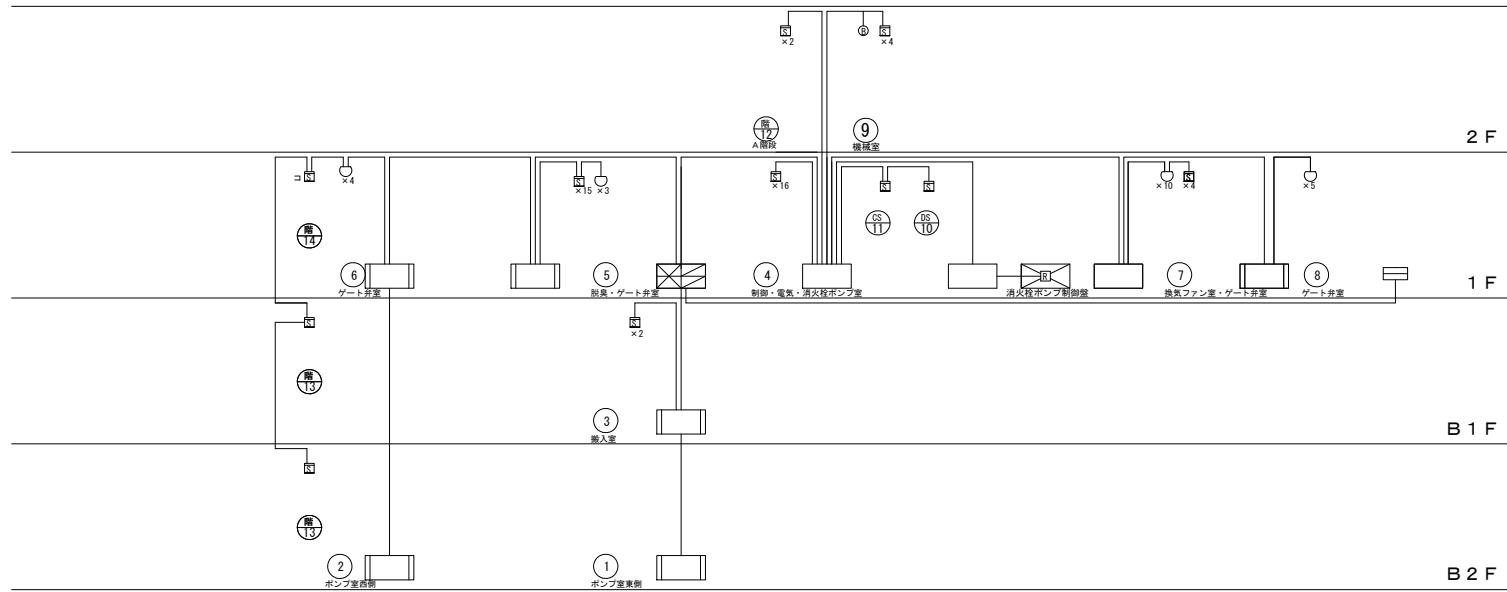
B系再利用棟



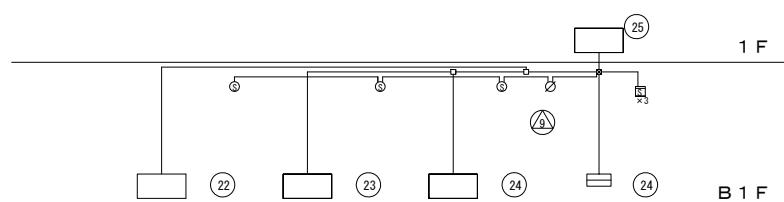
B系水処理施設

参考図面

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	24/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 B系水処理施設火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



第二雨水滞水池棟

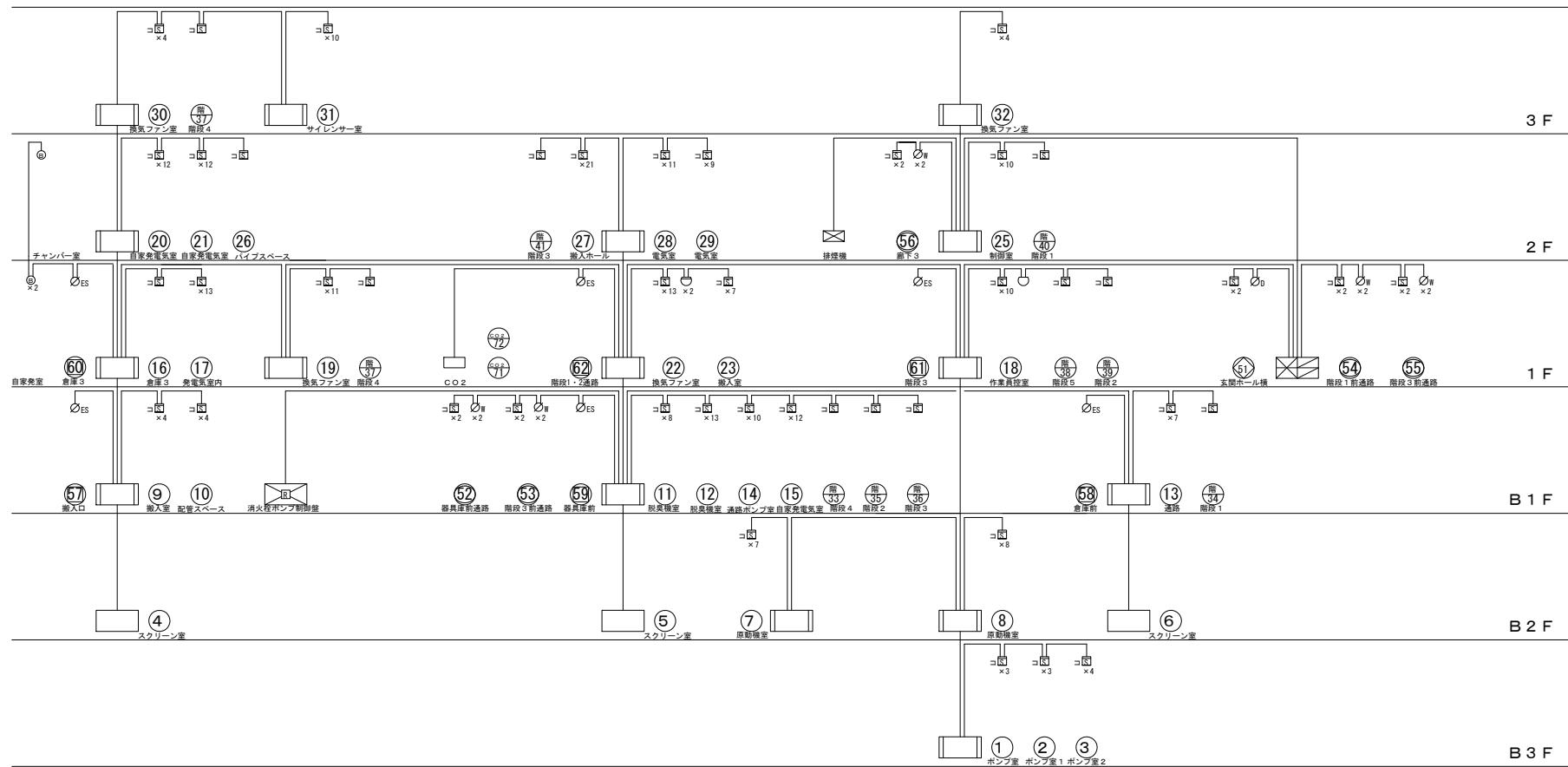


参考図面

第一雨水滞水池棟

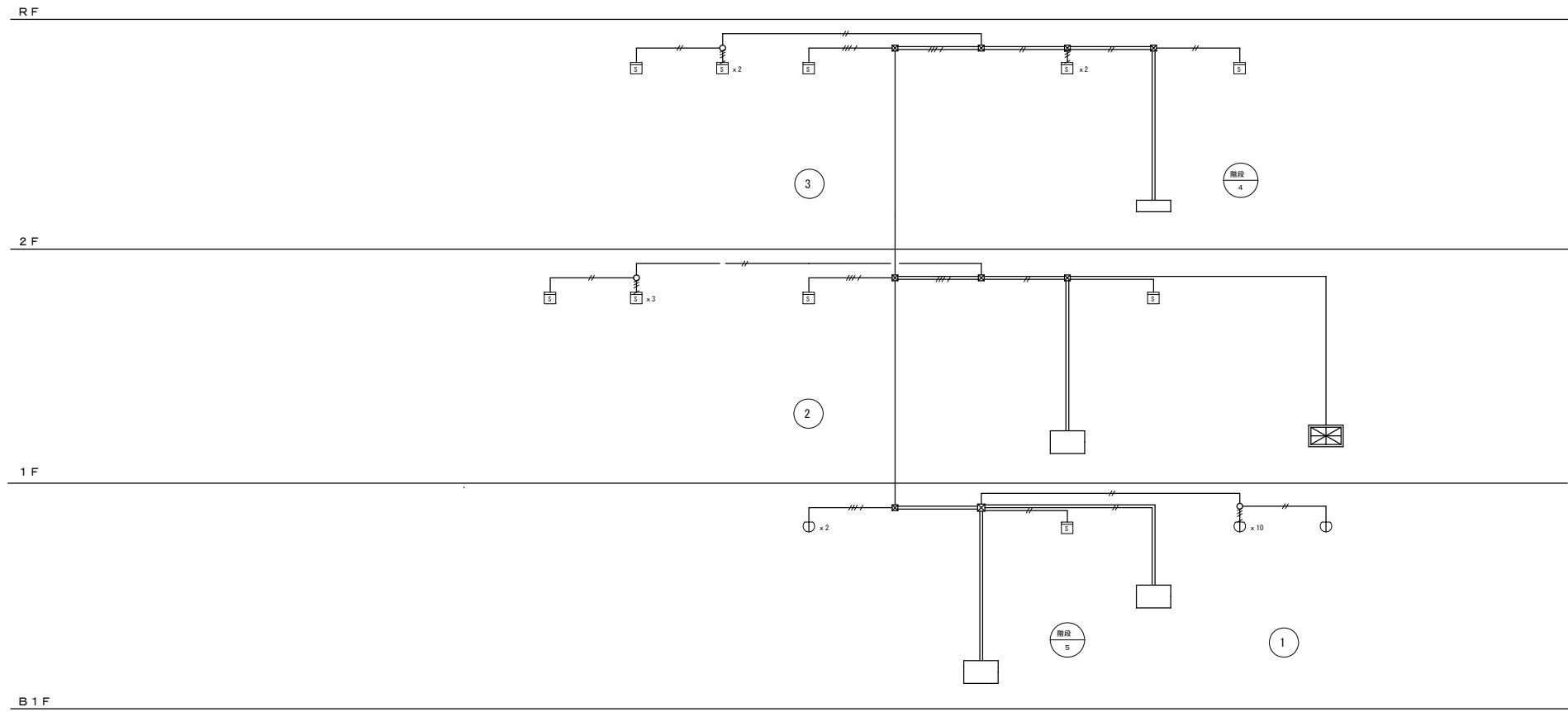
※防火ダンパーは第二ポンプ施設沈砂池ポンプ棟盤へ移報

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	25/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】雨水滞水池火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



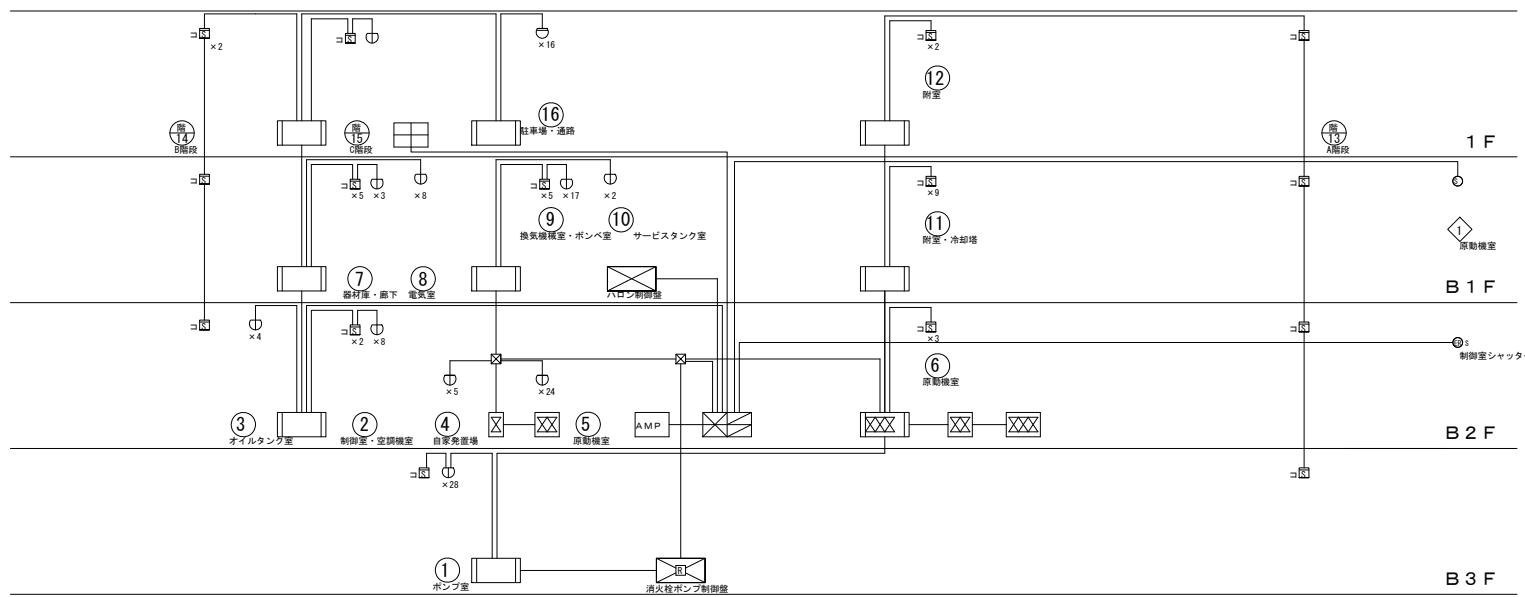
参考図面

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	26/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 第三ポンプ施設火災報知設備系統図	縮尺	――



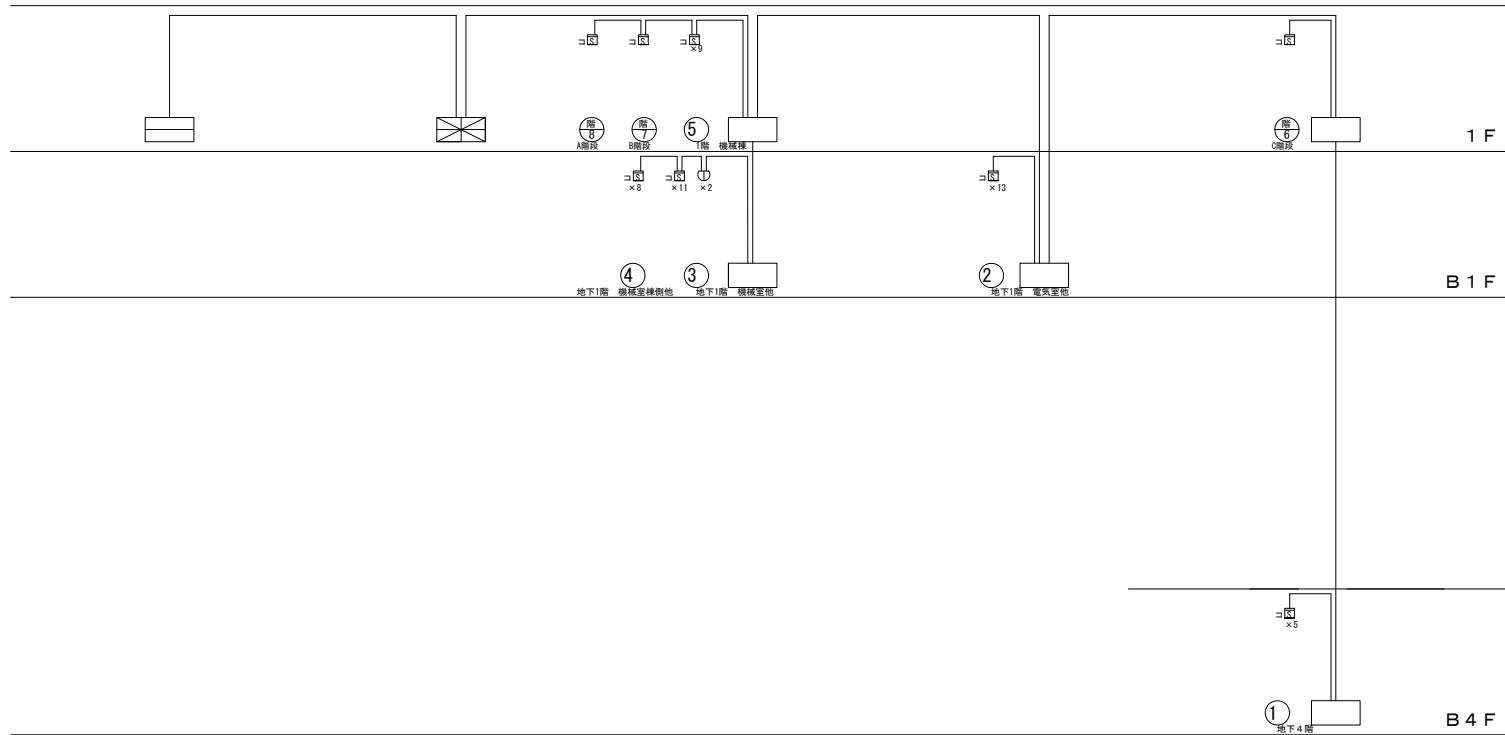
参考図面

件名	中部水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	図番	27/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 再生水供給施設火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



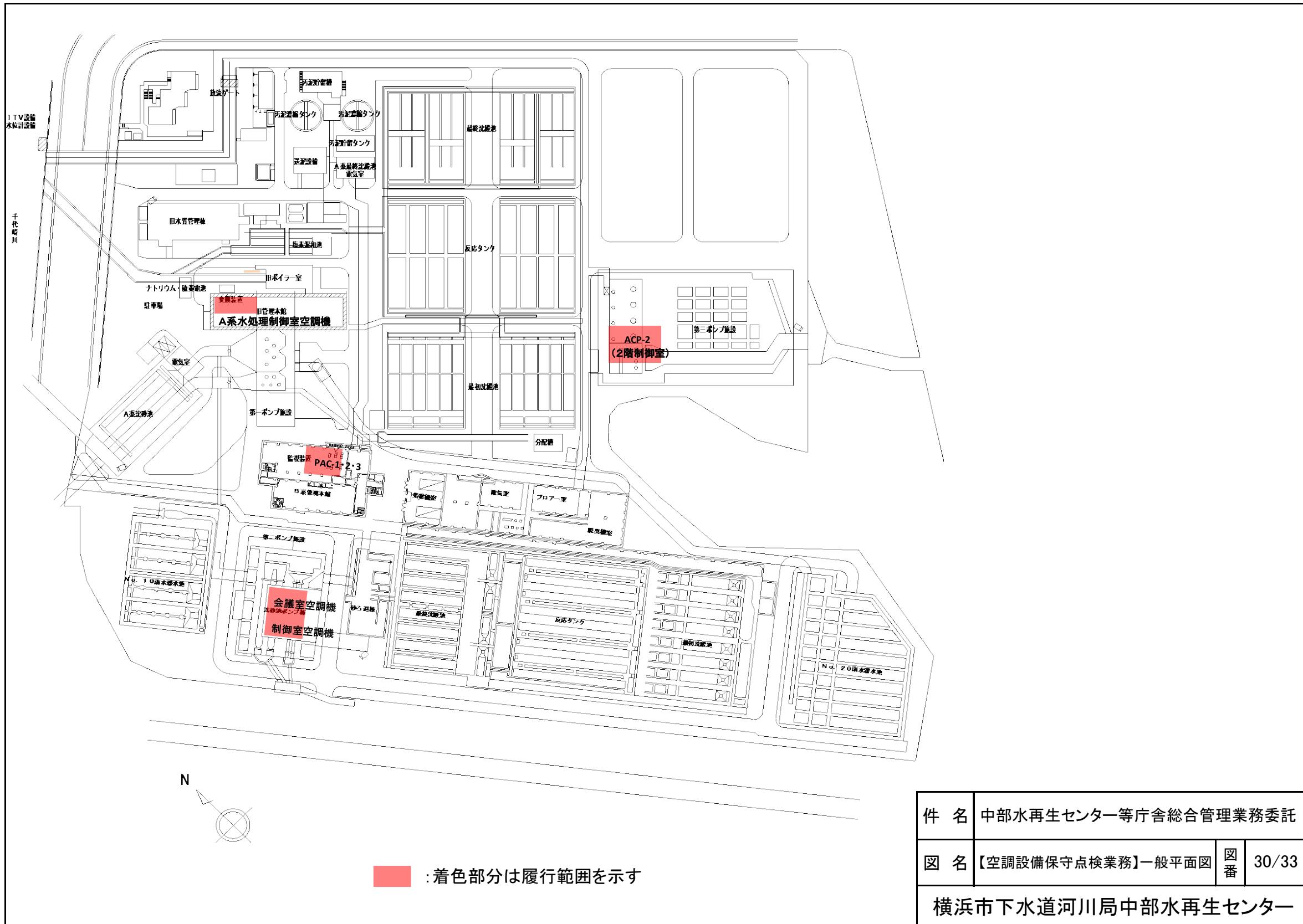
参考図面

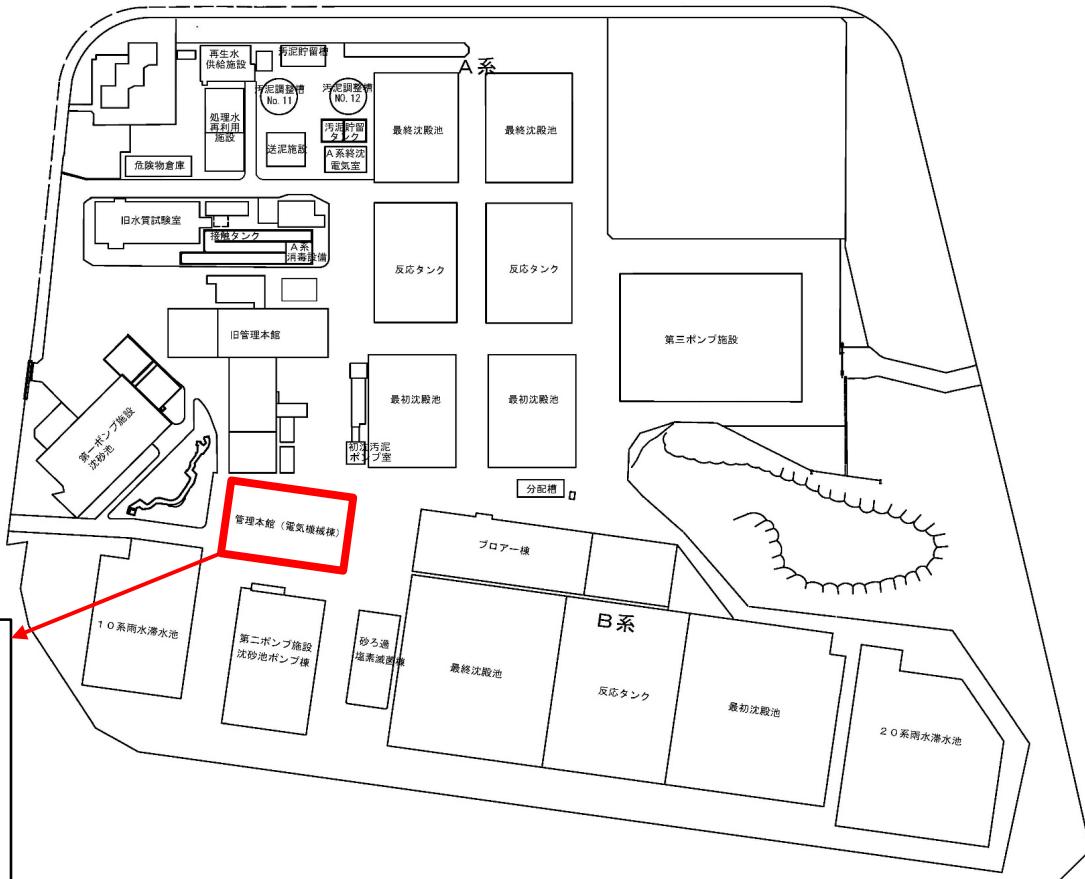
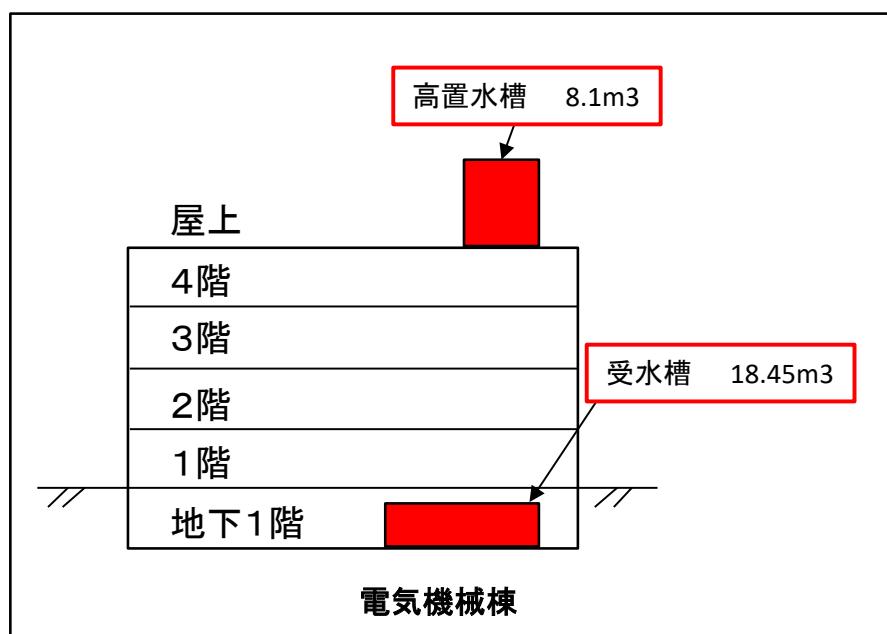
件名	中部水再生センター等庁 舎総合管理業務委託	図番	28/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 山下ポンプ場火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			



参考図面

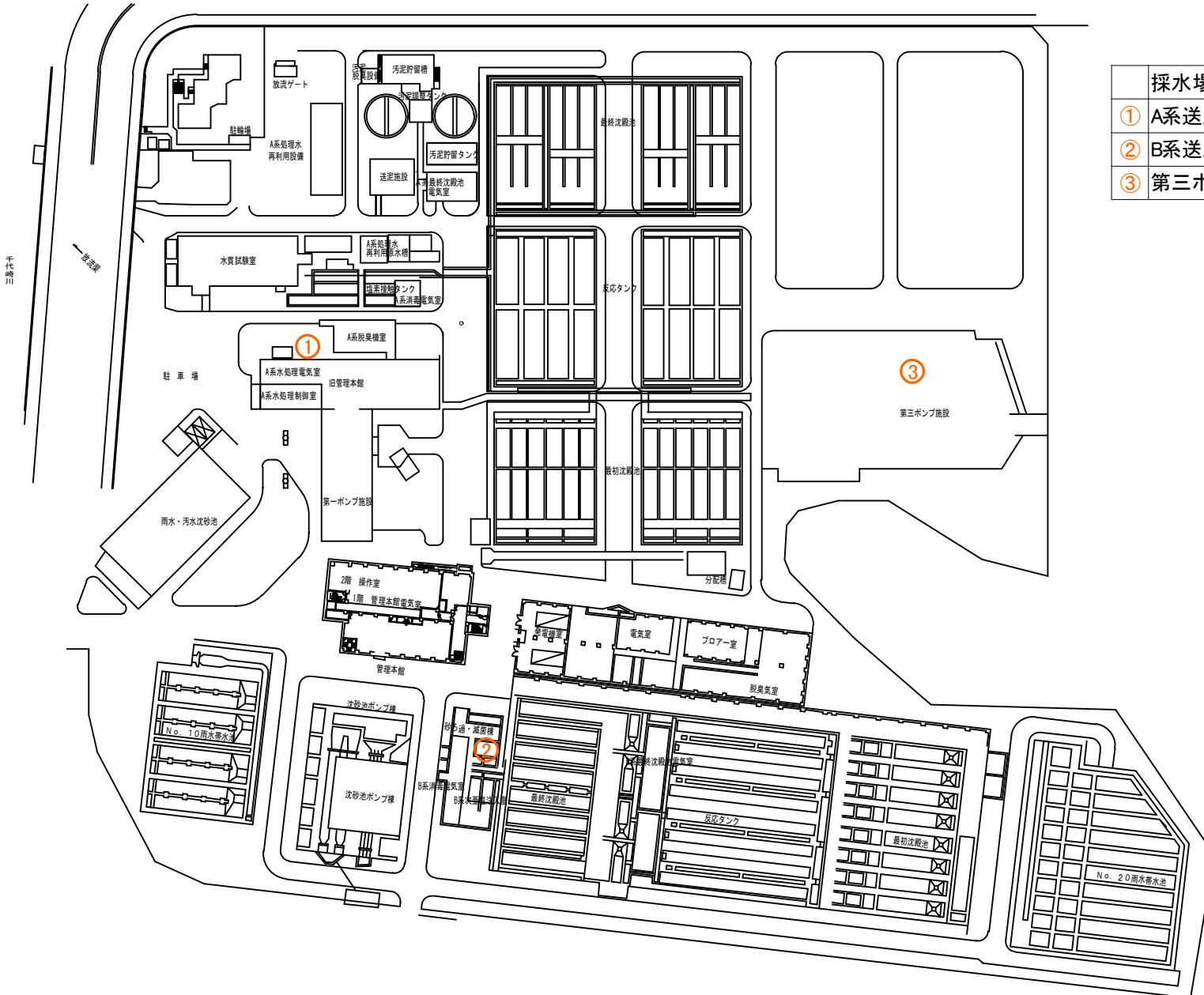
件名	中部水再生センター等庁 舎総合管理業務委託	図番	29/33
図名	【防災設備保守点検業務委託】 山下ポンプ場雨水・滌水池火災報知設備系統図	縮尺	—
横浜市下水道河川局中部水再生センター			





■ 着色部は本委託履行範囲を示す

件名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【飲料水用受水槽点検清掃業務】一般平面図	31/33
横浜市下水道河川局中部水再生センター		



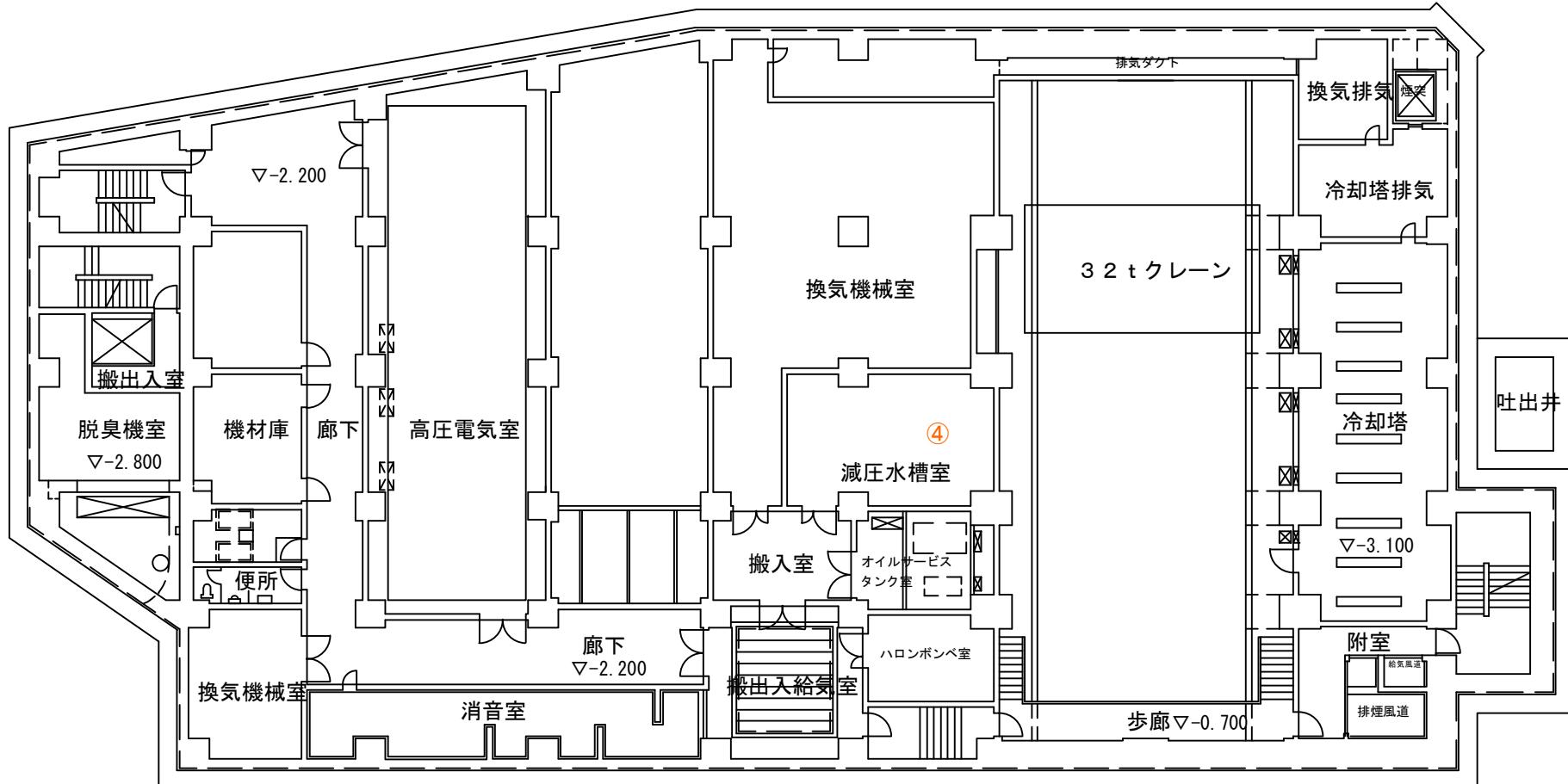
採水場所	検体区分
① A系送風機用冷却塔	冷却塔水
② B系送風機用冷却塔	冷却塔水
③ 第三ポンプ施設自家発用冷却塔	冷却塔水

①～③：本委託履行箇所を示す

委託名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】 中部水再生センター平面図
図番 32/33	
横浜市下水道河川局中部水再生センター	

山下ポンプ場地下1階平面図

採水場所	検体区分
④ 山下ポンプ場減圧水槽	冷却塔水



④ : 本委託履行箇所を示す

委託名	中部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】 山下ポンプ場地下1階平面図
図番 33/33	
横浜市下水道河川局中部水再生センター	